

平成30年定例第1回市議会会議録(第2日)

平成30年3月6日午前9時30分定例第1回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	奥 菌 由美子	10番	瀬 口 健
2番	吉 原 政 宏	11番	川 口 正 宏
4番	末 吉 達二郎	12番	壇 康 夫
5番	古 賀 義 教	13番	中 尾 眞智子
6番	前 原 武 美	14番	中 島 一 博
7番	野 田 力	15番	坂 口 孝 文
8番	上津原 博	16番	宮 本 五 市
9番	荒 卷 隆 伸	17番	牛 嶋 利 三

2. 不応招議員は次のとおりである。

3番 徳 永 重 遠

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	本 莊 安 政	係 長	堤 和 美
次 長	田 中 裕 樹	書 記	大 木 新 介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長職務代理者	高 野 道 生	農林水産課長	木 村 勝 幸
副 市 長			
教 育 長	長 岡 廣 通	商工観光課長	松 尾 博
監 査 委 員	平 井 常 雄	上下水道課長	木 下 康 彦
総 務 部 長	馬 場 洋 輝	学校教育課長	加 藤 武 美
保健福祉部長	加 藤 康 志	総務課庶務法制係 庶務担当係長	山 下 昭 文
市 民 部 長 兼 市 民 課 長	梅 津 俊 朗	福祉事務所副所長 兼社会福祉係社会福祉担当係長	木 村 加 代 子
環境経済部長	富 重 巧 齐	契約検査課長	築地原 良 太
建設都市部長	松 尾 正 春	契約検査課長補佐 兼契約検査係長	城 戸 邦 宏
教 育 部 長	野 田 圭 一 郎	学 校 教 育 課 学校再編推進係長	河 野 成 嗣
消 防 長	北 嶋 俊 治	介 護 支 援 課 長 兼地域包括支援センター長	吉 開 照 修
総 務 課 長	西 山 俊 英	介 護 支 援 課 高齢者支援係長	鬼 丸 哲 也
企画財政課長	坂 田 良 二	介 護 支 援 課 介護保険係長	松 尾 一 幸
企画財政課 財 政 係 長	大 坪 康 春	地域包括支援センター係長	川 口 知 子
福祉事務所長	坂 口 浩 二	企 画 財 政 課 企画・地方創生係企画担当係長	村 越 公 貞
健康づくり課長	田 中 聡 美	商 工 観 光 課 商工観光係長	江 崎 秀 樹
環境衛生課長	松 尾 和 久		

7. 付議事件は、次のとおりである。

(1) 一般質問（1日目）

質 問 者			質 問 件 名
順位	議席 番号	氏 名	
1	1	奥 菌 由美子	1. 災害時受援体制の早急な整備を 2. ヘルプマークの周知とヘルプカードの配布推進を
2	9	荒 卷 隆 伸	1. PPP・PFIを活用した定住促進策を進めるべき では
3	4	末 吉 達二郎	1. みやま市立小中学校再編計画（平成23年9月）につ いて
4	7	野 田 力	1. “介護予防の強化で幸せを高めよう” 2. “福祉・保健・介護の一体的な増強策を進めてはど うか”
5	17	牛 嶋 利 三	1. 補助金の健全な交付について

(追加日程)

(1) 問責決議の動議の件について

午前9時30分 開議

○議長（牛嶋利三君）

これより、直ちに本日の会議を開きます。

なお、3番徳永重遠君におかれましては、昨日に引き続き欠席届が提出をされておりますので、これを許可しております。皆さん方には御承知おきをお願いしておきたいと思っております。

日程第1 一般質問

○議長（牛嶋利三君）

日程第1. 一般質問を行ってまいります。

一般質問につきましては、主題ごとに質問を行ってください。

なお、具体的事項が複数ある場合におきましても、具体的事項ごとに切らずにまとめて質問をしていただきますようお願いいたします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、1番奥菌由美子君、一般質問を行ってください。

○1番（奥菌由美子君）（登壇）

皆様おはようございます。議席番号1番、公明党奥菌由美子でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、初めに、災害時受援体制の早急な整備をについて質問させていただきます。

2011年の東日本大震災から間もなく丸7年となります。その後も、2年前の熊本地震や昨年の九州北部豪雨など、各地で大規模災害が続いています。大規模災害に見舞われたとき、全国の自治体や企業、民間ボランティアなどが多種多様な支援に乗り出しますが、被災地の受け入れ体制が不十分であれば、せっかくの善意を生かすことができません。

実際、東日本大震災の発生後初めて迎えた大型連休では、泥のかき出しなどで人手が必要な被災者が大勢いたにもかかわらず、自治体側が多くボランティアに対応し切れず受け入れを断るケースが相次ぎました。また、熊本地震では、救援物資が滞留し、食料に事欠く避難所がある一方で、賞味期限切れのおにぎりが大量に廃棄されたところもありました。

昨年3月、国は「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を策定し、災害時受援体制の構築を促す通知を出しました。

そこで、災害時受援体制の整備について、2点お尋ねいたします。

1点目に、みやま市の受援体制の現状についてお尋ねいたします。

災害時の受援を想定した体制整備について、みやま市の現状はどのようになっているのかお尋ねいたします。

2点目に、受援計画の策定についてお尋ねいたします。

内閣府が発表した災害時受援体制に関するガイドラインの中で、「市町村は、応援・受援計画等の策定を目指す」とあります。

平成28年の熊本地震では、事前に体制の整備や計画の策定がされていない自治体も多く、各市町村では混乱が生じ、調整を実施した県においても混乱が見られました。貴重な応援を最大限かつ効率的に生かすためにも、みやま市でも、ぜひ受援計画の早期策定をしていただきたいと考えますが、市の見解をお聞かせください。

以上、2点につきましてお尋ねいたします。

○議長（牛嶋利三君）

高野市長職務代理者副市長。

○市長職務代理者副市長（高野道生君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、奥菌議員さんの、災害時受援体制の早急な整備の御質問にお答えいたします。

熊本地震では、多くのボランティアや物資の支援がありましたが、その支援に必要な業務があらかじめ整理されていなかったり、物資の受け入れから配布までのノウハウや人員が不足したことなど、受援体制の不備が明らかになりました。

本市は、平成24年の九州北部豪雨災害において、多くの皆様から御支援をいただいた経緯がございます。温かい御支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的な復旧活動に生かすために、受援体制の整備は、ますます重要であると考えております。

まず、1点目の本市の受援体制の現状についてでございますが、平成24年の災害対策基本法の一部改正におきまして、「災害が発生した場合、円滑に他の者の応援を受け又は他の者を応援することができるように配慮する」ことを規定し、地域防災計画に定めることとなりました。

本市の地域防災計画におきましても、このことを明記し、国、県の防災関係機関との連携体制の整備、他の自治体との相互協力体制の整備及び民間団体等との災害時の応援協定締結などの促進に努めてまいりました。

その結果、国土交通省九州地方整備局との河川情報提供に関する協定、有明圏域定住自立圏市町村による相互応援協定、さらにはNPO法人コメリ災害対策センターや株式会社ナフコといった民間団体との物資協定などを締結いたしております。

また、九州北部豪雨災害の際に、多くのボランティアや物資を受け入れるに当たり行政を支えていただいたのは、被災された方々に対する行政区長の采配でございました。市としても経験のない大規模な復旧作業の中で、個々の要望への対応により無秩序な状況になりがちところを、自治会長である行政区長の采配により、ある程度の線引きを持った対応を行うことができました。

このような教訓を大切にしながら受援体制を進めてまいりますが、熊本地震などの大規模な災害発生があった場合の対応につきましては、さらなる整備が必要であると認識いたして

おります。

次に、2点目の受援計画の策定についてでございますが、熊本地震の教訓から、内閣府は「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を策定いたしました。

このガイドラインは、受援の基本的な考え方や基礎知識を初め、災害時に応援・受援班を設けることなど、受援体制を整備するための事項が明記されており、地方公共団体は、このガイドラインを参考に災害時受援計画の策定が求められております。

大規模災害の際は、職員のみによる災害対応ばかりでは困難でありますので、外部からの支援を円滑に受け入れ、最大限に活用するため、あらかじめ応援を必要とする業務や受け入れ体制などを具体的に定めた災害時受援計画が必要であると認識いたしております。

本市では、現在、福岡県において策定中であります福岡県災害時受援計画との整合性を図りながら、国のガイドラインに基づいたみやま市災害時受援計画の策定について検討してまいりたいと考えております。

また、今後は高齢化の進展や過疎化の進行などを背景に、地域社会における共助の果たす役割が一層増大することが予想されます。

各種事業や研修会、出前講座などを活用しながら、引き続き行政区単位による自主防災組織の設立、育成に取り組み、地域防災力の向上を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

1 番奥菌由美子君。

○1 番（奥菌由美子君）

具体的事項ごとに改めて質問させていただきます。

まず、1点目のみやま市の受援体制の現状についてということでございますが、答弁書の中にもございましたけど、各種、国や県の防災機関や他の自治体との相互協力、また民間団体等の応援締結など、各種いろいろ、いざとなったとき、災害が起こったときの協力体制は、今現状でもつくってはいいただいているということではございますが、今では、先ほど申しましたように、複数の自治体また企業などによる広域災害連携は、着実にみやま市だけではなくよその地域でも進んでおりますが、多くの自治体が相互協定を締結して、被災地の要請を待たずに物資を届けるプッシュ型支援というのも定着しております。

災害があった場合は、被災地の要請を受けずに、どんどん必要と思われる物資を被災地に

送るプッシュ型支援でございますが、また、それとあわせて、非常時に応援に行く災害ボランティアの方も、非常にみやま市の方たちでも実際、熊本地震、また、九州北部豪雨、朝倉、東峰村などボランティアに皆さん行っていただいておりますが、そういった意識も高い今、現状でございます。

実際、先ほども申し上げましたけど、いつどこでどのような災害が起こるのかわからない現状でございますので、自治体のいざというときの、いわゆる受援力、受け入れ体制の整備というのが非常に重要になっております。

先ほど県とも連携しながら受援体制の整備を進めていくということではございましたけど、改めて、日ごろの体制が大事でございます。特に今、何もない平時にしっかりとした体制づくりの整備を進めておくことが必要かと思えます。

担当部署のほうから一言よろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

西山総務課長。

○総務課長（西山俊英君）

奥菌議員さんの受援体制につきましては、現状といたしましては、まず、九州北部豪雨災害の話を今させていただきましたけれども、本郷地区は災害に対するそういう意識が高い、コミュニティーが高い地域でございました。当然、自主防災組織等も整備されておまして、そういった中で、個人の家屋、なかなか行政がそこまで入れないようなところにボランティアの皆さんたちを采配していただいた区長さんがいらっしゃったといった教訓がありまして、今、市といたしましては、地域防災力の強化を図る自主防災組織を設立するという大きな受援体制の一つの目標としているところで。

ですが、今、議員さんが御指摘されましたように、大規模な地震が発生した場合、そういった場合、例えば、ここの庁舎が損壊してしまったりとか、行政機構が滞るような状態になるといった場合についての受援体制というのは、まだこれから、さらに構築していかなければならないというふうに認識しております。

それで、朝倉市の例を申し上げますと、やはり人的支援でいえば、いつか新聞記事に載っておりましたけれども、職員の時間外勤務がもう月230時間を超えると。過労死ラインが100時間と。そういった中での対応を自治体がやっている。朝倉市の担当の人事の課長さんとお話をしたことはまだありませんけれども、そういった状況になると。

ですので、そういったものを避けるためには、やはりいろんな、ほかの自治体からの応援とかいう場合の業務について、これはそういった方々にお願いする業務なんだというふうな部分をやはりきちんと明確にしなければならないというふうに思っております。

それで、もしそういったふうな業務の必要性で人的支援が足りないということであれば、県のほうにお願いをして、人的支援をほかの自治体からしていただきますようにというふうな要請をしていきたいというふうに思っております。

また、物的支援につきましては、本市には多少備蓄をしておりますので、その備蓄でまず賄うような形をとりたいと思いますし、ここで物資の協定をしております。そういったところの業者から物資の依頼をする、そして、それでもだめだったら、県のほうの物資を依頼すると。

先ほど議員がおっしゃったように、プッシュ型で国、県から物資が来る場合も考えられますので、そういったところも踏まえて、例えば、どこにそれを置くのか、そして、どういふふうにお配りするのか、そういう手配も検討していかなければならないというふうに思っております。

先ほど市長職務代理者が回答いたしましたけれども、まずは県の受援計画を、それには、市との連携は当然計画の中に含まれておりますので、その辺との整合性を含めながら、受援計画を策定してまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞ御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

1 番奥菌由美子君。

○1 番（奥菌由美子君）

はい、よくわかりました。先ほど具体的事項の2番目の受援計画についてもちょっと触れられましたけど、先ほど西山課長もおっしゃったとおり、人的——業務の明確化と、あとまた、物的支援が来たときのどうするのか、そういった細かいところの明確化も含めて、今、県の受援計画が策定中ということでございますので、県との計画、この業務はどこが担当する、この業務はどちらにお願いするとか、割り振りとかも含めて、やはり明確化が必要かと思えます。いざというときに、どこがどこまで担当するのかというのを平時のときにある程度やはり決めておかないと、いざというときには、それでも多分混乱するとは思いますが、実際にはなかなか役に立たないということになってしまいます。

先ほどもおっしゃっていただいたとおり、受援計画につきましては、今、県が策定中ということですので、県との整合性も図りながら、ぜひ受援計画の策定にまで進んでいただきたいと思います。また、こちらの先ほど自主防災組織や、あと、区長さんたちが実際みやま市でも大規模な水害が起きましたけど、そのときに非常に頑張っていたということでございますので、やはり今、みやま市内でも自主防災組織の立ち上げ、徐々に進んでいるとは思いますが、まだまだそこまでに至っていない行政区もまだあるかと思えます。やはりそういった自主防災組織の立ち上げ、また、毎年防災訓練を行っていただいておりますが、防災訓練の中に、もしものときの受け入れ体制をどうするかということも想定した訓練ですね、そういった新たな災害がもし起こった場合に、具体的にじゃ、どうするのかという、そういった役割分担を明確化した上でのまた訓練というのも行っていただきたいと思いますが、担当部署のお考えはいかがでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

西山総務課長。

○総務課長（西山俊英君）

自主防災組織につきましては、行政が行政として入れる部分と、やはり個人の私有の財産の中での部分との、そういったところをどうやっていくのかという中で、九州北部豪雨災害のときも、行政のほうも非常にジレンマがあったと思います。

そういった中で、ボランティアの皆様方を、ここは非常に災害が大きいから、先にお願いますとか、そういうふうな采配をしていただいて、例えば、物資についてもきちんと平等になるようにしていただいたりとか、自主防災組織という組織は、やはり自分たちの地域は自分たちで守るというふうな大きな目標があるものですから、逆に避難をするという側面と、今おっしゃったいろんな支援を受け入れる体制というんですかね、そういった部分については、今のところは、まだ避難のほうの訓練のほうが先にやっておるような状況でございます。ですので、おっしゃったように、訓練の中で、いろんなボランティアの皆さんたちを受け入れる、物資を受け入れる、そういうふうな体制づくりも徐々に自主防災組織の中で確立していただくような、そういったものを訓練を通してやっていきたいというふうには思っておるところでございます。

○議長（牛嶋利三君）

1 番奥 菌由美子君。

○1番（奥藺由美子君）

よくわかりました。今後も、特にいざというとき、避難するとき、高齢者の方、障害を持った方など、なかなかすぐに避難できない方も含めて、いろいろ、先ほどなかなか自主防災組織に関しては、個人のお宅になかなか踏み込めない部分もあるということではございましたが、やはり今、日本の各地の状況を見ましても、先ほども申しましたが、いつどこでどんな災害が起こるかわからない現状ではございますので、しっかりと今後とも防災体制につきましては、今回は受援体制をメインに質問させていただきましたが、市民の皆様の安心・安全を守るためにも、今後も防災対策には力を入れていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

高野市長職務代理者副市長。

○市長職務代理者副市長（高野道生君）

私のほうから回答いたしますけれども、議員御指摘のとおり、異常気象が続く中で、昔は、災害は忘れたころにやってくるという言葉がございましたけれども、現在は、必ずやってくるという時代に環境が変化しているんじゃないかと思っております。こういう中で、議員御指摘のとおり、受援体制の強化が必要だということは十分認識をしているところでございます。

そこで、市といたしましては、内閣府の受援ガイドラインや福岡県の受援計画ですか、これに、みやま市に合ったやはり受援計画の整備が必要だと思っておりますので、それを念頭に入れまして計画をしまいたいと、そのように考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

1番奥藺由美子君。

○1番（奥藺由美子君）（登壇）

ぜひ今後も整備のほうよろしくお願いいたします。

では、以上で1問目は終了させていただきます。

次に、2問目に移らせていただきます。

次に、2問目、ヘルプマークの周知とヘルプカードの配布推進について質問させていただきます。

内部障害や妊娠初期など外見では判断が難しいハンディのある人が、周囲に支援や配慮が必要であることを知らせるヘルプマークが、昨年4月に案内用図記号を規定する国内規格、いわゆるJISマークに追加されました。しかし、ヘルプマークを導入する自治体が全国に広がりを見せる一方、認知度が追いついていないのが現状です。

そこで、2点お尋ねいたします。

1点目に、市民へのヘルプマークの周知についてお尋ねいたします。

ヘルプマークの認知度不足を解消するため、京都府では今年度、若者へのPRを目的とした啓発漫画を作成し、京都府内の中学2年生全員に約2万5,000部を配布するなど、ユニークな取り組みを行っています。

先月、2月2日に行われた衆院予算委員会で、公明党の石田政務調査会長は、安倍総理に直接ヘルプマークの認知度不足についての見解を求めました。安倍総理は、ヘルプマークについて、内部障害や難病、妊娠初期などで援助や配慮が必要な方々が、周囲に知らせることができるよう作成されたもので、障害者への理解や配慮を促進する上で大変意義がある。政府としては、日本工業規格JISとして統一的な決定を行い、地方公共団体の普及啓発の取り組みなどを支援している。今後も一層の普及啓発を図っていくと述べ、一層の普及啓発を図る考えを示しています。

みやま市でも、市民への周知徹底を図るべきではと考えますが、市の見解をお聞かせください。

2点目に、ヘルプカードの配布推進についてお尋ねいたします。

外見では不自由や障害に気づかれにくい人が、困っているときに身につけて、必要な支援内容などを周囲に伝えるヘルプカードですが、福岡県は、都道府県では東京都に次いで2番目にヘルプカードを導入しました。

こちらが（ヘルプカード現物を示す）福岡県が導入しているヘルプカードになります。しかし、ヘルプカードの利用は余り進んでいないように感じられます。ヘルプカードは、特に緊急時や災害時には非常に効果があります。熊本地震の際に避難所でパニックになった発達障害のお子さんが、周囲の理解を得られず家族と車での寝泊まりを余儀なくされたということがあったそうです。市としてヘルプカードの積極的な配布推進をしてはどうかと考えますが、市の見解をお聞かせください。

以上、2点につきましてお尋ねいたします。

○議長（牛嶋利三君）

高野市長職務代理者副市長。

○市長職務代理者副市長（高野道生君）（登壇）

続いて、ヘルプマークの周知とヘルプカードの配布推進をの御質問にお答えいたします。

まず1点目の、市民にヘルプマークの周知をでございますが、ヘルプマークについては、赤字に白色で十字マークとハートが描かれているデザインで、現在、示していただいたカードでございますが、東京都が作成し、経済産業省において2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、外国人観光客によりわかりやすい案内用図記号とするため、昨年7月にJISが改正され、このマークも追加されました。

これにより、全国共通のマークになるヘルプマークは、多様な主体が多様な場所で活用、啓発することで広く普及し、認知度の向上も期待されております。

このヘルプマークを表示したヘルプカードを、福岡県は平成28年1月に東京都に次いで2番目に導入しました。このカードは、障害のある方、認知症の方、妊娠している方など、援助や配慮を必要としていることを知らせ、手助けが必要な人と手助けをしたい人を結び、援助がしやすくなるよう作成されたものです。

障害のある人に優しい町や施設がふえ、障害のある人の行動範囲が広がっていることから、予想できない場所で思わぬ困り事が生じることもあります。また、周りの人は、その場面に遭遇した場合、障害の内容や求められていることがわからず、どうやって支援してよいかわからないという状況があるのも事実です。

想定される支援としましては、使用する人により支援の内容はさまざまで、まずはヘルプカードを持った人が困っているところを見かけた場合は、「何か困っていることがありますか」などと積極的に声をかけるように心がけをお願いすることが重要だと考えております。

本人が何らかの事情でうまく支援の内容を伝えられない場合は、カードの裏面を見て、カードに記載されている方法で支援をすることがとても大切です。

主な活用場面としましては、災害が発生した場合や避難時、本人がパニックや発作などを起こしたときや、日常生活で手助けが必要な場合を想定しています。

自分の住む地域でヘルプカードを持っている人がいたら、まずは、その障害の特性と初歩的な対応を理解することから始めてみていただきたいと思いますと考えております。

ヘルプカードは、安心して声かけや相談ができる目印にもなります。

このヘルプカードは、主に4つの役割を想定しています。

1つ目に、何かあったときに味方になって理解してもらえる、手助けしてもらえる。それは、障害のある人自身が安心できます。

2つ目に、何かあったらどうしようという不安を、緊急連絡先を本人が携帯していることで、家族や支援者の不安を和らげます。

3つ目に、緊急時に必要となる情報をあらかじめ備え持つことができます。さらに、緊急時に支援してくれる人とのコミュニケーションのきっかけになります。

4つ目に、ヘルプカードについて知っていただくことは、障害のある人がどのような支援を必要としているかを知っていただくことにつながるため、障害について理解するためのきっかけになります。

市のホームページや広報紙、チラシ等を通して、このヘルプマーク、ヘルプカードに対する市民の皆様の認知度を高めていきたいと考えております。

次に、2点目のヘルプカードの配布推進についてでございますが、現在、県が作成されたものを福祉事務所の窓口に配置しています。今後は、まず健康づくり課、介護支援課など配置場所をふやしていきたいと思っております。また、その他の公共施設に広げていくことも検討していきたいと思っております。

効率的な配布推進につきましては、民生委員児童委員協議会、障がい者自立支援協議会などの皆様からのアイデアもいただきながら進めていきたいと考えております。

今後とも、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、施策を進めてまいります。

○議長（牛嶋利三君）

1 番奥蘭由美子君。

○1 番（奥蘭由美子君）

非常に前向きな御答弁をいただいたと思っております。

個別具体的な事項ごとに、もう少し詳しくお尋ねしていきます。

先ほども答弁の中にもございましたけど、やはり困っていることはありますかと、先ほどもお示ししましたヘルプカードですが、見かけたら、市民の方が声をかけていただくことが大事なんですけど、先ほども申しましたとおり、何じゃろうか、これというような、見たことないという方も結構いらっしゃると思っております。

先ほどもありましたけど、全国に先駆けて、2012年の10月からヘルプマークを東京都のほうで作成、配布をしています。東京都も、ヘルプマークを身につけた人を見かけたら電車などで席を譲ることとか、駅や商業施設で困っているようであれば声をかけるなどの思いやりのある行動を呼びかけてはいます。

しかし、実際のヘルプカードを持った方たちからは、今まで表立って言えなかったハンディをマークによって言い出しやすくなったという声が寄せられる一方で、マークに気づいてもらえなかったとの声もあったということでございます。

一応、東京都では駅構内にポスターを張るなどもして、一層の普及を目指しているということではございますが、まずは市民の方に、こういったヘルプマーク、ヘルプカードがあるんだよということを知っていただくことが大事かと思えます。

先ほど市のホームページ、広報紙、チラシ、こういったことを通して市民の皆様への認知度をまず高めていただくということで御答弁はいただいておりますが、ぜひいろいろな機会を通して、まずは、やはり市民の方に知ってもらうことが一番大事でございますので、改めて、さらにこちらの認知、市民の方に知っていただく活動を市としても積極的に行っていただきたいと考えますが、担当部署はどちらのほうで。じゃ、福祉事務所の坂口所長お願いします。

○議長（牛嶋利三君）

坂口福祉事務所長。

○福祉事務所長（坂口浩二君）

今の奥菌議員の御質問について答弁をさせていただきたいと思えます。

まず、さきの答弁の中にもありましたけど、このカードについては、福岡県が2年前に作成して、福岡県だより等で掲載して県民の方への周知のほうをされておる分でございますけれども、なかなかその分がまだ十分でないということで、私たちも理解しておるところでございます。

それで、今現在考えておる分につきましては、まず職員が先頭に立って、こういった部分のカードの意義なりを十分深く認識し、そして、ホームページ等の活用、この会期中にもホームページのほうをアップを今、検討しておるところでございます。今からスピーディーに行動する中で、そういったことを考えておりますし、また、答弁もさせていただきましたけれども、今度、3月の下旬に障がい者自立支援協議会、14名の委員さん、障害をお持ちの

方、そすと医師会、商工会等役員さんで構成しておりますけれども、そういった折にもお話をさせていただいて、いろんなアイデア、認知していただく分のアイデア、配布についてのアイデア等もいただく。そすとまた、民生委員さんの会合等でもこういった御紹介をさせていただくなり、ほかの会合等にでも、こういったお話をする中で、いろんな認識を持っていただけるのかなと思っておるところでございます。

そういったことから、まずできることから、いろんなアイデアまた生まれてくるとは思うんですけれども、今私たちが持つておるできることから進めていきたいと思っておるところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

1 番奥藪由美子君。

○1 番（奥藪由美子君）

ありがとうございます。本当に大変前向きな御答弁いただきまして、ホームページにつきましては、この会期中にも早急にアップできるように検討していくということでございます。また、2つ目の具体的事項のヘルプカードの配布推進についても先ほど触れていただきましたが、答弁の中にもありました民生委員児童委員協議会や障がい者自立支援協議会も3月にあるということで、各種団体の皆様からいろいろなアイデアもいただきながら、積極的に、効率的に必要な方の手元にこのカードが届いて、必要な方がちゃんと活用できるように考えていただいているようでございますので、今回、福岡県がこれは作成したカードでございますが、さすがにみやま市オリジナルはなかなか予算の都合上難しいと思っておりますので、こちらの福岡県が作成したヘルプカードを大いに活用していただきまして、困っている方たちの手元に確実に届いて、また、活用していただいて、市民の皆様にも認知をしていただいて、必要な手助けを必要なときに受けられるように、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

こちら、2020年東京オリンピック・パラリンピックも2年後に控えておりますが、これから、さまざまなハンディを抱えた方たちが海外から日本にもいらっしゃいますでしょうし、みやま市でも事前キャンプの受け入れなどもございます。それはオリンピックのほうですが、いろいろな場面でさまざまなハンディを持った方への配慮というのが必要になってくるかと思っております。市として、ぜひハンディを持った方たちに対する配慮というのを今後も続けてい

ただきたいと思います。

先ほども坂口所長ができることから、できることをということでおっしゃっていただきましたが、本当に、やはり市の力だけではなく、周りの皆様のやはり手助けも必要でございますので、まずは知らしめることから始めて、こちらの普及にぜひ取り組んでいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

答弁要りますか。（「じゃ、一言よろしいでしょうか」と呼ぶ者あり）坂口福祉事務所長。

○福祉事務所長（坂口浩二君）

今お話しいただいたように、前向きに、ちょっとおくれた部分はございますけれども、今後、県のほうもこのカードを一応また再度検討して、今のカードの大きさにこだわらずに、こういった名札サイズというんですか、こういったことも検討して、避難等についてより有効になるようなことも検討しておるみたいでございます。それで、県と連携してこの事業については進めていきたいと思っておりますので、どうぞ御理解よろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

1 番奥藺由美子君。

○1 番（奥藺由美子君）

よくわかりました。県とも連携しながら、ぜひこちらのヘルプマーク、ヘルプカードの周知、カードの配布推進につきましては、今後ともよろしくお願いいたします。

以上で私の質問は終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

続きまして、9 番荒巻隆伸君、一般質問を行ってください。

○9 番（荒巻隆伸君）（登壇）

皆さん、改めましておはようございます。今、議長の御指名をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行ってまいりたいと思います。9 番議員、荒巻でございます。よろしくお願いいたします。

きのうは3月議会の開会日ということで開会をいたしましたけれども、きのう西原市長の施政方針が示された中に、高野副市長さんから読み上げがありましたけれども、西原市長の言葉で、「私の政治理念は、市民目線の政治をモットーとし、市民の皆様の思いを市政に反映し、皆様にお約束したことを着実に実行していくこと、そして、常に挑戦する気持ちを大

切にし、何事にも果敢にチャレンジすることであります。」ということでございます。また、「みやま市まち・ひと・しごと創生総合戦略による人口減少に歯どめをかけるさまざまな取り組みを展開し、本市の総合力、実行力を高め、持続可能なまちを目指してまいり所存でございます。」ということでお話がありました。

そこで、今回の質問をさせていただきますけれども、主題といたしまして、PPP・PFIを活用した定住促進策を進めるべきではないかという質問でございます。

この今回の定住促進についての質問でございますが、旧市営住宅団地、大江の東町団地、それから、堀池園団地跡地についての質問を中心にさせていただきたいと思っております。

平成25年9月の議会で、壇康夫議員さんの一般質問の中に、当時、さくら団地が完成をいたしてございまして、東町団地、堀池園団地にお住まいの住民のほとんどがさくら団地のほうに移転をされております。それを受けまして、東町団地、堀池園団地が、当時解体中でありましたけれども、その後、解体が終わり、更地にした後の活用はどのようにされるのかという壇議員の質問に対しまして、西原市長は、できるだけ早く売却できるようにしたい。そこに分譲住宅ができるようにするという答弁がされております。

そこで、今回なんです、それから4年数カ月を経過いたしてございまして、昨年の12月15日発行の広報紙に、「所有地を売却します」というタイトルで、「定住促進を図るため、行政として今後使用する見込みのない市有地を売却します。申し込み期間は2月28日まで、入札日時は、今月ですけれども、3月14日となっております。」とあります。売却物件は東町団地跡6,421.73平方メートル、価格は90,918千円とありました。

このことにつきまして、申し込みがなかったのかどうか。それから、申し込みがあったとしたら、何件あったのか聞かせていただきたいと思いますと思っております。

それから、堀池園団地跡地の土地についてでございますけれども、現在までの取り組みによつての現在の状況についてもお聞かせを願いたいと思っております。

この答弁を聞かせいただいた上で、今回のPPP・PFIを活用した定住促進策を進めるべきではないかということでございまして、PPPとは、公民——公と民間が連携して公共サービスの提供を行う。この枠組み、スキームをPPP、パブリック・プライベート・パートナーシップと呼ぶそうでございます。そして、このPPP、公民連携の代表的な手法の一つが、PFI、プライベート・ファイナンス・イニシアチブということでございます。

PPPの中には、PFI、そして、指定管理者制度、市場化テスト、また、公設民営、DBO方式、さらに、包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシングなども含まれております。

このPFI事業の中には、空港、港湾、小・中学校、給食センター、総合市民センター、上水道、下水道、公営住宅など、幾つもの該当する案件がありますが、今回、市で取り組みを進めていただきたい事業が、定住促進のための地域優良賃貸住宅であります。

この地域優良賃貸住宅事業は、自治体の負担ゼロを目指してPFI事業を進めていくという手法でございます。この地域優良賃貸住宅事業についての先進地の事例等につきましては、執行部の答弁を聞いた後にお話をさせていただきたいと思っておりますので、まず御答弁をよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

高野市長職務代理者副市長。

○市長職務代理者副市長（高野道生君）（登壇）

荒巻議員さんのPPP・PFIを活用した定住促進策を進めるべきではの御質問にお答えいたします。

初めに、東町団地跡地の売却の現状でございますが、定住促進や市の税収増につなげるためにも、民間事業者へ売却し、分譲住宅または集合住宅の建設を民間事業者で行っていただく方針のもと、平成30年1月4日から2月28日までを参加申し込み期間として、一般競争入札を実施いたしました。

この土地の面積は約6,421平方メートルで、予定価格を90,918千円で実施したところでございます。

公告後に複数の不動産業者からの問い合わせはありましたが、残念ながら応札者はなく、不調に終わっております。

次に、堀池園団地跡地の状況でございますが、こちらは建設課で計画いたしております、1級市道坂田竹飯線の拡幅工事に伴う代替用地として活用することが、公共施設跡地等活用検討委員会において決定いたしております。

したがって、堀池園団地跡地は現在、普通財産として契約検査課が管理を行っており、代替用地の確定後に残地があれば、売却を検討することといたしております。

御質問のPPP・PFIを活用した定住促進策では、他の自治体、近隣では佐賀県みやき町で取り組まれているようでございます。

民間資金等の活用による公共施設等の促進に関する法律、いわゆるPFI法を活用して、民間のノウハウによる質の高い施設やサービスの提供や市の財政負担の平準化を目的とする事業でございますが、事業を実施いたしますには、建設する施設の概要や維持管理・運營業務に係るサービスの内容や対価、事業に係るリスクの分担等さまざまな課題を検討し、実施方針に取りまとめる必要がございます。

他の自治体の例によりますと、建設費や維持管理、運營業務に係るサービスに対する対価を30年間にわたり支払わなければならないという負担が生じている事例もございます。また、計画どおりに入居者数が集まらない場合は運営事業者が経営破綻するというリスクもありますので、この点も十分に検討する必要があると考えております。

現時点では、引き続き一般競争入札の方法により売却を行ってまいりたいと考えておりますが、売却がなかなか進まない状況も想定されますので、荒巻議員さんから御提案のあったPPP・PFIを活用した定住促進策も今後あわせて検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

9番荒巻隆伸君。

○9番（荒巻隆伸君）

ありがとうございます。最後の提案のあったPPP・PFIを活用した定住促進策も今後あわせて検討してまいりますということでございますので、はい、今後検討していただければいいということでございますので、答弁ありがとうございます。

それでは、この答弁書を見ながらですけれども、進めていきたいと思いますが、まず、複数の不動産業者からの問い合わせはありましたけれども、残念ながら応札者はなく不調に終わっておるということでございますね。それから、近隣では、佐賀県みやき町で取り組まれているようでございますということでございますので、実は、先ほど答弁をいただいた後に、先進地の事例をお話をさせていただきたいということで、事例を、みやき町と、あと、みやき町に倣って、福岡県では大刀洗町さんがやっているんですけれども、この2カ所についてお話をさせていただきますが、当然、みやき町に倣って大刀洗町さんやっておりますので、重複するようなお話も繰り返しになるかもしれませんが、まずお話をしたいと思っております。

まず、みやき町さんですけれども、子育て支援地域優良賃貸住宅ということで事業がなさ

れております。

この事業は、まず入居資格からいきますと、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、それから、新婚世帯という方々を対象に、従来の公営住宅ですと所得が月給158千円以下だったところに、これは優良賃貸住宅ということで、所得が158千円以上487千円以下ということで設定をなされております。

この建設にかかわりますPFIでの枠組みをつくって、設計建設、それから、維持管理・運営全てを民間に任せていくというやり方でございますけれども、これにつきましては、国の補助事業がございまして、土地の購入費、それから、建設費に対しましては、おおむね45%の補助がありますということですね。

先ほど質問しました、自治体がゼロで済むようにというようなやり方で進めていきますと、土地建物は45%なんですけど、じゃ、残りの55%はどうするかというお話ですけども、残りの55%は、設計建設、維持管理・運営を賄う運営を取り仕切っていく会社、これがSPCということで、ちょっと単語がわからないんですけども、SPC——スペシャル・パーパス・カンパニー、特別目的会社という会社を立ち上げて、そこで、先ほどの答弁にありました30年運営をしていくということですけども、この30年間に家賃を収入源として、それで、建設当時に当然45%の補助、55%は金融機関から借りるんですけども、その55%を30年間で家賃収入の中から返済をしていく、そして、SPCの利益もその中から確保していくというやり方でございます。設計建設、維持管理・運営を一体的に扱うことにより、事業コストが削減できるということでございます。

みやき町さんも平成17年に合併しておりますが、合併当時の職員さんが300人いらっしゃったんですけども、今、209人ということで、おおむね100人減少されております。施設の維持管理のための職員が不足するというようなことも含めて、このPFI、そして、先ほどPPPの中の指定管理者制度をあわせて質の高い維持管理を行っておると。PFIでつくり上げた住宅と、ほかに町営住宅とかあります、そっちの維持管理も含めて、こっちは指定管理者制度という取り組みで、トータルで高い維持管理を行っておるということでございます。

このスケジュールにつきましては、平成24年9月に、先ほどの答弁書にありました実施方針ですね、平成24年9月に実施方針が出されまして、明くる年——その次ですか、平成24年で平成26年の4月ですから、おおむね1年7カ月で入居までたどり着いておるということで

ございます。

基本コンセプトとして、民間のノウハウによる質の高いサービスの導入や、町財政の平準化等を図りつつ、子育て世代を主軸とした中堅所得者向けの定住促進住宅であるということでございます。

みやき町さんは現在、107戸5棟現在建っておりまして、107戸稼働しております。ことしの今月3月末には、あと2棟45戸が完成するというので計画が進められておりますし、また、戸建て住宅ですね、この戸建ても10戸建設をされておまして、もう借り主がほぼ決まっておるように聞いております。

この戸建ての目的は、集合住宅ですと、どうしても壁で隣の音がするとか、あと、集合住宅はペットが飼えないとか、そういう目的のために戸建てを計画されております。

参考までに家賃なんですけれども、集合住宅のほうは2LDKで49千円、3LDKで53千円、共益費が3千円で、駐車場が1台につき3千円ということになっておまして、戸建て住宅の家賃は全て10戸3LDKで61千円と。（現物を示す）ちょっと役場まで行ってチラシももらってきましたけど、後ほど差し上げます。

最後に、みやき町さんの入居率、入居の状況ですね。まず、一番最初にでき上がった苺館というところなんですけど、24世帯できておまして、みやき町内が10世帯、そして、みやき町外の佐賀県内ですね、これが10世帯、そして、福岡県が4世帯。この福岡県の4世帯は、多分みやき町に近い久留米市とかそういうところかなとは思いますが。いずれにしても、多分、みやき町外の佐賀県内、これは鳥栖市とか近隣でいきますと吉野ヶ里町とか、佐賀市も入りますかね、通勤圏内だということだというふうに思いますけれども、この24世帯のうち、子育て世帯が14世帯、新婚世帯が10世帯、ここにはたまたま高齢者、障害者の方々は入居されておりませんが、24世帯全て子育て世帯、新婚世帯ということでございます。みやき町の町内10世帯で24人、町外が47人ということで、町外から47人みやき町内に移られてきたというような資料をいただいております。

まず、今のがみやき町さんですね。

それで、大刀洗町さんですけども、今度は大刀洗町も、みやき町さんに倣って、すぐ取り組みをしようと町長さんが思い切り、指導力を発揮されたと思うんですけども、大刀洗町さんも1期目の町営住宅跡地、たまたま町営住宅の跡地があつて、そこに27戸、ちょっと写真、（写真を示す）5階建てなんですけれども、できておまして、2期目が、それこそ

ことしの3月、今月に2期目が24戸でき上がります。この土地は、農地を買収して造成して建物をつくってということで24戸を建てられております。3期目が、今度3月議会に農地を購入するということで、用地費の51,500千円の用地費が計上をされておるといふ状況でございます。

町長さんの方針によりますと、小学校が町内に4校あるので、各校区に1棟ずつ住宅をつくりたいということで、もう3棟目が着手をされるという状況にあります。

大刀洗町さんは、その校区内で住宅をつくるということで、じゃ、候補地はどうするかということなんですけれども、これは、校区内の行政区長さんたちが複数の候補地を挙げて、町当局で決定をしていくという決め方をされておるといふ状況でございます。

あと、PFIは、先ほど言いましたけれども、プライベート・ファイナンス・イニシアチブという頭文字をとってということでございますけれども、これは民間の資金と経営能力、技術、ノウハウを活用し、公共施設などの設計建設、改修、更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法の一つであり、あくまでも地方公共団体が発注者となり公共事業として行うものであり、JRとかNTTのような民営化とは違いますということが書いてあります。

これを行うことによって、入居者の市外からの方々の入居もそうなんですけれども、じゃ、地域の企業にとってどうなのかと、有利なのかということなんですけれども、このSPCを初めとする代表企業、構成企業、協力企業として、ぜひ地域の企業の皆さん方に参加をしてもらいたいというのが考え方でございますので、この構成企業を募集するに当たって、町内に本社や事務所などを置く企業が参加することを要件とすることや、提案の評価の際に、地域の構成員とかがおると評価の点数を加点するというように、地域の皆さん方が参加しやすいような状況をつくるということだといふふうに思います。

大刀洗町さんも同じように、所得は158千円から487千円ということでございます。

先ほどの建築の45%につきましては、お話をしたとおりでございます。ここも中堅所得者層向けの定住促進住宅を提供するということでございます。

大刀洗町さんは、先ほど写真を見せましたけど、27戸、2LDKが9戸、3LDKが18戸、家賃が48千円と52,500円、共益費は先ほどと同じ3千円、駐車場も3千円ですね。それから、1戸当たり2台ずつの車の駐車スペースを確保しておるといふことですね。

この事業のスケジュールをまた見てみたんですけど、平成26年10月からアドバイザー契約をされまして、このアドバイザーというのは、みやき町さんにもアドバイスをされまし

た、全国地域PFI協会というところがありまして、そこのアドバイザーを受けて、入居が平成28年4月でございますので、ここも1年半ぐらいで入居までたどり着いたということになっております。

入居の状況を見ますと、先ほどのみやき町さんと余り変わらないんですが、27世帯のうち子育て世帯、新婚世帯で23件、高齢者世帯が1件、それから、U・J・Iターン世帯が3件ということで、人数でいきますと、町内が29人、町外が47人ということで、町外からの人口が47名ふえた。これも、近隣市、大刀洗町の近隣ですから、小郡市、久留米市、うきは市、朝倉市からがほとんどということでございます。

そういう状況でございますので、ぜひこれを取り組みを行っていただきたいということで、いいことばかり言うとあれなんですけれども、実は、メリットとデメリットというのもここに書いてございますので、せっかくですから披露したいと思います。

メリットは、民間事業者の経営上のノウハウや技術的能力が活用できる。事業全体のリスク管理が効率的に行われる。設計建設、維持管理・運営を一体的に扱うことで、事業コストが削減できる。PFI事業と指定管理者制度により、質の高い維持管理が実施できる。長期債務、長期収支が事前に確定し、公共施設の平準化につながる。最後が、公共の役割が実行から監視に変わる。ここはなかなかいい言葉を書いているなと思ったんですけど、公共で設計建設を発注して、ことし設計して来年建築して、その後、維持管理してというような、市が役割を実行していたんですけども、これからは、これを活用することによって、市は監視をするというふうに立場が変わるといようなことが、メリットとして挙げられております。

デメリットといたしましては、新しいシステムですので、職員の皆さんも議員も住民も民間も、ふなれであるというふうに書いてございます。単年度会計でなくプロジェクト会計なので、長期収支を見なければならぬ。業務のやり方が変わり、なれない用語が出てくるので、勉強が必要である。地元企業にも勉強してもらわないといけない。PFI事業への応募者がいない場合がある。

ここなんですけど、入居率が悪い場合、一般財源の持ち出しが発生するため、用地の選定を慎重に行う必要がある。用地の選定を慎重に行う必要がある、ですね。入居率が悪い場所は選ばないということですね。そういうことも検討をしていって進めてもらいたいということでございます。

もう1カ所、先進地の事例で、ここは行ってはいないんですが、情報だけ聞いてまいりました。熊本県の長洲町、ここも、もう工事が始まっているらしいんですが、ここはPFIで250戸建設しますと。長洲町は、町が必要としている人たちのための住宅が必要。町が必要としている人たちのための住宅が必要というような大義名分で、250戸を整備すると。ここはちょっと特殊な事情があつて、造船会社とかがあつて、そういう絡みもあるんだろうというふうに思っておりますけれども、いずれにしても、250戸整備することには間違いはないということでございます。

大体情報としては、今、提供をさせていただきました。

それで、答弁書に戻りますと、30年間で支払わなければいけないということもお話しをいたしましたし、リスクについても、先ほどデメリットのところでも申し上げをさせていただきました。

最後にですけれども、このPPP・PFIを活用した定住促進策、できるだけ高齢者、障害者、それから、新婚世帯、子育て世帯の皆さん方に注目をぜひ持ってもらいたいというふうに思っておりますけれども、この取り組みをするに当たって、検討をしたいということで書いていただいておりますので、この検討をするのは、いつごろから検討をしてもらおうかということなんですが、そこにぜひ、検討をいつしてもらおうか御発言をいただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、答弁を聞いてからにします。

○議長（牛嶋利三君）

高野市長職務代理者副市長。

○市長職務代理者副市長（高野道生君）

荒巻議員さんの貴重な御提言、まことにありがとうございます。

御承知のように、これまで一般競争入札で対応してまいりましたけれども、不調ということで現在に至っているところでございます。東町団地、それから、堀池園団地につきましては、解体後、もうこれは平成25年に解体しております、相当時間もたっているところでございます。現在のまま塩漬けにしておくということは大変な問題でもございますので、ただいま御提案いただきましたPFI法で、ぜひ検討はしてみたいと思っております。

ただ、御承知のように、初めての取り組みということになりますので、御指摘のとおり、

私たちも勉強しなきゃいけないと思っっているところがございます、ぜひ勉強会をしたいと思っておりますけれども、今、いつからということもございますけれども、3月末に人事を行いますもので、人事後4月から検討してまいりたいと、そのように考えておるところでございます。

いずれにしても、本当の初めてでございます。市にとってのメリット、デメリットを含めて検討していかなくちゃいけないと思っておりますけれども、これからは私自身も公民連携をした事業というのを今後取り組んでいく必要があると常に思っておりますので、そういう形で検討させていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

9番荒巻隆伸君。

○9番（荒巻隆伸君）

ありがとうございます。いつからかというお話ですけれども、当然私も3月、人事異動もある季節でもございますので、新年度になってからというふうには思っております。ただ、この検討をするに当たって、どうしても執行部の皆さん、我々もそうなんですが、PFIについて専門職じゃございませんので、先ほど申し上げました全国地域PFI協会、これは内閣府の認証NPO法人ということで、PFIを普及するための全国地域PFI協会というのがございますが、ここの中に、勉強会を実施するということで、職員の皆さん方や議会の皆さん、そして民間事業者向け、これは無償のセミナーを原則各3回程度開催できるということでございますので、役所内だけじゃなくて、もう最初から検討をするときから、ぜひこの協会の方々を招いて、とりあえず3回は人件費も交通費もかからないで来てもらえるということらしいので、活用してもらいたいというふうに思います。

この役割は、あと、公民連携による具体策までのアドバイスもやります。それから、事業を選定、可能性調査、それから、募集要項などの各種書類の作成方法、こういったことも解説をしますし、いろんな手続方法も解説をさせていただくということもございますし、PFI事業の契約から締結までをアドバイスさせていただきますという全国地域PFI協会というのが組織されていますので、ぜひ活用をしていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、検討をするということで、4月以降にさせていただくということもございますので、これで質問を終わりたいと思いますが、この事業は、今、上庄も統合のお話が出ており

ますし、この3月議会で今後のための統合協議会立ち上げのための予算も組まれておりますが、統合いたしますと、当然本郷小学校、上庄小学校もあいてしまうので、跡地の検討がなされていくかと思いますが、大刀洗町さんもみやき町さんも直接現場を見に行きましたけど、このみやま市も、高速道路のインターチェンジがありますし、近くに新幹線あるし、在来線、JRあるし、上庄や本郷だと西鉄柳川駅まで行っても10分以内で着きますし、交通の利便性、それから、通勤範囲内というような利便性、立地条件としては決して負けていないという思いがします。

それから、環境がいいのと、あと、教育も結構行き届いているみやま市でございますし、昨年の12月の末でしたっけ、西日本新聞に保育園料の一番安い自治体が大川市、2番目が大木町、3番目がみやま市。ですから、子育てしやすい環境にあるみやま市だと思います。ただ、住むところがないというような意見もあるのかなと思ってお話をしておりますが、当然、学校の跡地やそういった利便性を活用すると、住宅をつくっていいのかなというふうに思いますし、学校はいろんな目的で使われるかもしれませんが、先ほど事例をお話ししましたように、農地を買ってでも入居ができるような地域だということに置きかえますと、上庄も本郷も下庄も大江も、ひょっとしたら高田の渡瀬周辺とか、いろんなところで該当できるような地域があるんじゃないかなと思います。この自治体負担ゼロでやれるようなPFI事業に、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

従来のPFIは、例えば、小学校をつくったとしたら、家賃を毎年毎年自治体が払っていただくだけのPFIなんですね。営利事業といいますか、収益を上げてやっていく事業じゃないPFIのやり方もあるんですけど、今回の場合は、収益を上げながら、それで賄っていけば、自治体は負担が要らないというような枠組みでございますので、ぜひそういう事業に取り組んでいただきたいと思っておりますので、最後に高野副市長さんの答弁をいただいて終わりたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

高野市長職務代理者副市長。

○市長職務代理者副市長（高野道生君）

いろいろな提案をいただきまして、ありがとうございました。まず一からのスタートになりますけれども、御提案いただきましたように、庁内で勉強会をまず立ち上げまして、スピード感を持って対応していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたしま

す。

○議長（牛嶋利三君）

9番荒巻隆伸君。

○9番（荒巻隆伸君）

じゃ、これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時50分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けてまいります。4番末吉達二郎君、一般質問を行ってください。

○4番（末吉達二郎君）（登壇）

4番議員末吉です。議長の許可がありましたので、一般質問を行います。

我が国においては、少子・高齢化という大きな課題に直面しています。本市においても同様な課題が突きつけられています。みやま市の高齢化率は県平均を超えており、これに伴う扶助費は財政に大きく影響していくと判断します。少子化問題については、市執行部も具体的施策を実行し、少子化に歯どめをかけ、生産年齢人口を確保すべく努力されています。さらなる努力をお願いします。

少子化に伴う学校のあり方については、今起きた問題ではなく、既に平成19年、3町合併当時からの課題であります。

そこで、教育委員会は平成19年11月14日に、通学区域検討委員会に対し、みやま市立学校通学区域に係る今後のあり方についての諮問を行い、その最終答申が平成20年12月5日に出されています。その後も、課題について教育委員会より検討委員会に諮問が行われ、答申がなされています。

この結果、平成23年9月にみやま市教育委員会として、みやま市立小・中学校再編計画が決定されています。この計画を私なりに判断しますと、子供たちに教育の質的な均一な機会を提供するため、例えば、複式学級の早期解消等を実施するための再編計画と判断します。

そこで、具体的質問事項①の学校再編の遅れによる課題は何かについて質問します。私自

身、課題があると思っています。教育委員会としても、課題があるとすれば当然ながら議論されていると思いますので、どのような課題があり、いかなる場で論議され、どのような解決策を検討中であるか、教えてください。

次に、具体的事項②です。小・中学校の通学区域について質問します。

みやま市立学校設置条例を受け、通学区域を定める規則が規定されています。規則第2条別表で定める区域とされています。当該条文では区域と指定されていることから、当然ながら地域的場所と文面上、解釈せざるを得ません。教育長の見解を求めます。このことを聞いた上で具体的質問をします。よろしくお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

長岡教育長。

○教育長（長岡廣通君）（登壇）

皆様こんにちは。答弁をいたします。

学校再編の状況に強い関心を持っていただき、まことにありがとうございます。

末吉議員さんの、みやま市立小・中学校再編計画（平成23年9月）についての御質問にお答えします。

まず1点目の学校再編のおくれによる最大の課題は何かについてでございます。

学校再編の所期の目的は、全市的、中期的な視野で、複式学級の解消を含めて、教育により効果が上がるような学校の規模を目指して、複数の学校の統合及びその順序を決め、その実現をしていくことであります。

その目的に照らしますと、第1グループ、第2グループの統合のおくれがもたらす課題は、それ以降のグループの統合に影響を与えていることです。

具体的な課題としましては、新たな複式学級の発生、または発生が見込まれる小学校が出てきたこと、中学校における単学級の学年の発生が見込まれることなどが挙げられます。

この課題を解決する方策としては、第1に関係の学校を統合すること、第2に全児童を別の学校に編入すること、また、小学校の複式学級の臨時的な対応策としましては、複式学級支援員制度を活用することなどが挙げられます。

第1の方策の学校統合、つまり複式学級の発生が見込まれる学校を、予定しているほかのグループより先に統合するとなれば、今後の再編計画の見直しが必要であります。このことは、統合の枠組みや順序を大幅に入れかえる見直しをすることとなり、その分、期間を要し

学校再編が一層おくれる懸念もございます。

一方で、現在、本格的に第2グループの学校統合に取り組んでおりますし、第5グループの瀬高中学校と東山中学校の統合では、昨年の秋から関係者の皆様に意見聴取を行っている状況です。

また、第3グループの水上小学校、清水小学校の統合校は、第5グループの学校統合によってあくこととなる東山中学校の跡地を利用する計画ですので、統合グループの順序を変えることにも課題があります。

このように、学校再編計画の見直しにつきましては、さまざまな要素がありますし、難しい判断が迫られます。このことから、今後も引き続き、慎重に協議を重ねていきたいと考えております。

次に、2点目の小学校及び中学校の通学区域を定める規則についてでございますが、議員さん御指摘のみやま市立小学校及び中学校の通学区域を定める規則において、みやま市内の通学区域について規定しています。その規則第2条関係別表の小学校通学区域の欄には、小学校名とあわせてその下段に学校の通学区域の名称が入っています。

この規則には、例えば、岩田小学校の欄には下段に田尻、原、岩津、原団地、今福との記載があります。これが何の区域のことを指しているかどうか不明であるとの御指摘だと思いますが、行政区域との表現を明記していませんので、受け捉え方が曖昧となる可能性が確かにございます。

このことにつきましては、今後、法制の担当とも協議の上、わかりやすい表現にしたいと考えています。

また、この規則は通学する学校を行政区域により指定していることから、この区域の児童・生徒については指定された学校に通うべきものであり、転入者等への周知徹底を図っていかねばならないと考えております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

先ほど荒巻議員のほうから定住化促進、いいアイデアを政策提言されております。これが、みやま市の人口がふえると、こういう一般質問もする必要はないんですけど、残念ながら今、

人口が、少子化の歯どめがかかっていないというような状況で、ちょっと質問をさせていただきます。

具体的事項として、学校再編の目的は、教育に効果があるよう学校の規模、複式学級を解消することであったと思います。その意味では、平成23年9月再編計画を立てられた意義は大きいと思います。

そこで質問しますが、再編計画がおくれた最大の要因はどこにあると思われますか。これを明確にしないと、今後も再編計画に大きく影響すると思います。庁内においても当然議論されたと思います。どのような場でいかなる内容であったか、教育長、教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

長岡教育長。

○教育長（長岡廣通君）

再編計画がおくれている最大の原因は、やはり校区民の皆様、いろんな関係者の皆様の合意形成を図ると、この難しさだろうというふうに私は思っております。

それで、丁寧に合意形成をやっていくということは、もう既にやめられましたけれども、第1グループのときにいろんな説明会で、厳しい御意見が交わされる中に出席されておりました前の教育委員さん方が常に言っておられたことでありますので、私もそれを教訓に進めているところでありますし、市長さん、副市長さんも、この合意形成が難しいので、丁寧にというふうな、同じ意見だというふうに思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

合意形成が難しいのがあったというのは当然、私もわかります。これの最大の理由というのは、みやま市の行政単位ぐらいでいくと、やっぱりコミュニティーを非常に大事にするんですよね。これは今後も発生する問題だから、そこら辺にどう対処するかというのが、この課題を整理されたらば一定のそこの施策、解決方法等を、気長にやれば、それは合意形成していけましようけど、そういう問題じゃないというふうに理解しておりますけど、教育長、その点どうですか。

○議長（牛嶋利三君）

長岡教育長。

○教育長（長岡廣通君）

学校の機能というのは、今おっしゃいましたように2つありまして、1つは児童・生徒の学びや、これが一番ですけれども、コミュニティーセンターとして、特に小学校はもうずっと長い間、各校区の心のよりどころ、あるいは皆さんがコミュニケーションをとられる大事な場所として機能を持ってまいりました。

そのコミュニティーセンターがなくなるということへの、いろんな思いが校区民の方にはございます。それを子供たちのためにということで、合意形成の方向に持っていくのは、やはりいろんな時間とやりとりが必要だろうということ、私は第2グループからその合意形成の中に入れていただきましたけど、感じたところであります。

いろんな御意見もお伺いします。しかし、その地域コミュニティーを維持していくには、それなりのまた新たな方策もございましょうし、今、第2グループの4校統合のほうでは、支館の連携、連合というのが進んでおりますので、そういうことも含めて今後はやりとりをしていくということが大事だろうというふうに考えております。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

一定、苦い経験かもしれないけど、そういう経験で、そういうノウハウを蓄積、今、一部を教育長は言われたと思いますけど、いろんな部分があると思いますけど、教育委員、事務局と共有されて、そういうものを生かしながら、次の第2グループも現在うまく進行しているから大いに結構なことですけど、まだ後が控えておりますから、そういう問題については真摯にそういうものを解決していくというような方策をとってください。

それで、平成25年11月15日に教育委員会定例会で、当初の年次計画に沿った再編は不可能として、この冊子にありますけど、表のとおり統合の開校時期を見直す決定がされております。この表には、第1グループの4校統合の開校時期が示されているのみで、他の統合については今後の状況に応じて定めると記載されているのみで、平成23年再編計画の開校ターゲット日がなくなり、私として言えば、行政レベルの計画とはちょっと言えないものになっていると思います。今言ったような難しい問題が含まれているとはいえ、タイムスケジュールがない行政計画というのは、私はないと思っておるんですね。教育委員会も、事務局を含

めて自信を持った再編計画、これがないと、目指す旗がないと、物事は進んでいかないと思いますが、この点について教育長どうですか。

○議長（牛嶋利三君）

長岡教育長。

○教育長（長岡廣通君）

平成25年11月の決定について、私の理解は、やはり当初は2年ごとにきちっと統合を進めていこうと、5つのグループについてですね、そういう諮問委員会の答申に即してやっていこうということだったと思いますが、やはり第1グループで、先ほど申しました合意形成の難しさということが非常に出てきたことから、明示をしないという、これはそのときの教育委員会のいろんな反省を受けての判断だったと思いますが、私はこれは、仕方がなかったのかなというふうに思っています。

見直しは、組み合わせ、枠組みをどうするかということと、それから、どのグループからという順序の問題、それから時期の問題がございます。時期はそれは明示したにこしたことはございませんが、やはり第1グループで非常に御苦労なされたと。そういうことから明示をされなかったのではないかと。私も、今の教育委員さん方も、今後のことについていつというのはなかなか示しにくいのではないかとというふうな意見であります。

だから、自信を持ってというふうなことは、自信があるともないとも言えませんが、一応今のところ、今の計画をベースにして進めていくと。教育委員会で2回ほど、それから総合教育会議で1回、この見直しについては協議をしましたけれども、なかなか意見が進まないというのが今のところ現状ですので、今後とも、また協議していきたいというふうに思っております。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

確かに、平成25年の見直しのときは教育長じゃなかったですね。だから、そこの第2グループの中で、いろいろ経験してきよるということで、それはまさにそのとおりでしょうけど、この私が持っている文章は、前教育長が全員協議会の中でお話しになった、平成25年12月月例全協の資料なんですけど、ここでは、今後のことについては十分考えていきますよと。ちょっと読むと、「学校再編実施にあつて、統合対象校の状況とともに住民関係の理解の状

況も十分に把握し、総合的に勘案して進めることが大切であり、これまでの2つの統合の、特に経緯について慎重にし、今後の再編の推進に生かすことが大切である」ということで、一定の方向性は示してあるんですね。統合枠の再編計画、根幹にかかわります変更はできませんが、計画に明示した統合計画時期につきましては、一旦白紙に戻した上で、対象校の推移や子供たちの状況を初めというようなことでなっております。これは、平成25年の再編見直しで、それから長岡教育長になられたから、こういうものを含めて、私が持っている資料においては、これは教育委員会からもらってあるけど、学校再編計画も平成28年度で前期5年を経過することになりますので、全体的な計画の見直しを検討していく必要がありますという資料があります。その中で、平成28年は長岡教育長ですから、今言ったことを踏まえての、教育長の考え方は何かありますか。

○議長（牛嶋利三君）

長岡教育長。

○教育長（長岡廣通君）

先ほど申しましたように、3回ほど、教育委員会と総合教育会議で意見交換した中で、なかなか意見が出にくいというのは、やっぱり皆さん方が、市長さん、副市長さん、教育委員さん方が、この難しさといいますか、幾つかあるというふうに思います。

例えば、順序にしても、グループを並行してやるという方法もあると思いますが、ここには財政上の問題が、施設建設等の問題がかかわってまいりますし、教育部事務局の担当するキャパシティというものもございます。順序を入れかえるとなると、これまた順序を最初にあらかじめ設定したところとの、この関係者の皆様のいろんな意見があるというふうに思うんです。そういう難しさを感じておられるからこそ、今のところなかなか難しいんだと。私もまさにそれを一番感じております。それはもう複式は早く解消したほうがいいに決まっていますけれども、合意形成のところを丁寧にやらないと、恐らくほかの市町村の例を見ましても、校区にいろんな禍根を残すのではないかとというふうに考えていますので、合意形成がキーワードだと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

教育長の言われる合意形成というのは、これも非常に大事なことです、進めていく上で。

だけれども、そこに政治的判断等を含めてやっていくのが、長たる者のゆえんだらうと思う
んですよね。

それは、いろいろな批判等もあろうけど、要は子供たちのためにどうやるべきかという熱
意は、十分長岡教育長も持ってあると思いますけど、難しい、難しい、だから合意形成とい
うところにつかっておったら、そこに立ちすくんでおったら、なかなか先は見えないと思う
んですよ。

多分、長岡教育長もその気持ちは持ってあると思いますけど、これで合意形成を本当に
100%とろうと思うなら、今の3校統合、第2グループですかね、こっちも何年おくれてお
りますかね。かなりおけていますよね。そしたらもう、複式学級の対策としては補助員を
つけるとかいうことになっておりますけど、これをなくそうというための再編計画ですよ。
それで私が今言いたいことは、国会でよく言われる政治主導じゃないけど、その主導を担っ
ているのは、第一義的に教育委員会じゃないかと思えますけど、教育長が言っていることを
全て否定するわけじゃないけど、そこに俗に言うトップダウンとボトムアップがありますけ
ど、これぞまさしくトップダウンの考え方というのが必要な時期に来ていると思えますけど、
教育長、いかがですか。

○議長（牛嶋利三君）

長岡教育長。

○教育長（長岡廣通君）

具体的に申しますと、第一答弁で申し上げたように今、第5グループ、東山中学校と瀬高
中学校の統合に関して、関係者の皆様の意見を聴取し始めた段階で今進んでおります。だか
ら、こここのところが少し明らかにならないと、ほかのところというのはなかなか行かない
と私は思っているんです。

それと、先ほど申しましたように、この再編計画の考え方は、私は土地の有効活用等も含
めていいと思うのは、東山中学校と瀬高中学校がもし統合できたら、瀬高中学校に新しい学
校ができます。瀬高中学校の校舎を使ってですね。東山中学校の跡地があくので、そこに清
水小学校と水上小学校の統合校を設置すると。だから、そういうふうな連動した動きがござ
いますから、ここはもう少し、しかかっている段階をはっきりさせないと、次にというのは
行かないというのが、今の私の判断でございます。

政治主導というのもございますけれども、じゃ、まだうまくいくかどうかわからないのに、

次の第4グループとかいうふうなことには、今の段階ではならないのではないかとというように考えております。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

私が言いたいのは、やっぱりこれは教育長だけじゃなくて、財政の問題がありますから、市長及び副市長あたりの合意形成を図りながら政治的判断をしてくれということで、その時期にもう来ているんですよということで、そしたら、ちょっと次のことで聞きますけど、答弁の中である複式学級、また発生が見込まれる学校があるということの答弁が書いてあります。これは教育委員会として、こういう状態が出てくるということ、教育長はもう当然認識されていると思うんですけど、時間的なことで言いますので、これを認識されたのは、野田部長、いつぐらいからですか。

○議長（牛嶋利三君）

野田教育部長。

○教育部長（野田圭一郎君）

複式学級が見込まれる時期ということでございますけれども、明確にいつということではちょっと判断が難しい部分がありますけれども、教育委員会では毎年、5月1日の住民基本台帳をもとにして出生者数を把握しているところでございます。上庄、ほかにも開小学校が平成33年度に複式を見込んでいますけれども、平成33年度の分から逆算をしますと、平成27年の5月1日の調査の段階で人数の把握はできているというふうに思っているところでございます。

ただ、言いわけじゃございませんけれども、当時につきましては、ようやく第1グループの統合協議会が始まりまして、平成28年4月に向けた開校で協議を進めておった最中ということで、特にそこまで、ひょっとしたら意識がなかったかと考えられますし、具体的には平成28年8月の広報みやまのほうで、今後の児童・生徒の推移を掲載して、複式学級があらわれるという表示をしておりますので、最低でもその時点では、教育委員会としてはもう当然把握をしておったというふうに考えているところでございます。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

教育長は、大局的な判断の中に、資料が上がったもので判断していくという役割だから、この平成28年ぐらいしかわからなかったというのは、常時これは、そこら辺でもう少子化の時代が来ているということであれば、この問題については敏感になっておかないかんけど、それがいつというのがはっきりわからないというような体制ですね。今ではそれはそれでいいですけど、この体制というのはしっかり構築しておかんと、この再編計画というものに、また大きな波が来るといようなことになりはしないですか、野田教育部長。

○議長（牛嶋利三君）

野田教育部長。

○教育部長（野田圭一郎君）

末吉議員御指摘のとおり、そういうふうを考えておりますので、きちんとそういったところには敏感になって、今後進めさせていただきたいというふう考えておるところでございます。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

私のほうからは学校名は出しません。教育長、やっぱり複式学級がもう出てくることは、あるいは出てくる可能性、1人でも転校したらもう複式が2校出てくるんですよ。そういう状況というのは教育上好ましくないというのは、一番よくわかっていらっしゃると思うんですよ。それが何も統合がうまく進まなかった、その住民の方に対してどうこうじゃないんですよ。行政として、こういうものについてはどう対処していくかというのは、やっぱり長期的スパンとしては捉えておってもらって、なかなか難しい、もうわかります、それは。苦渋の決断、いろんなものが出てくると思いますけど、現実、保護者はやっぱりそうなる可能性の学校というのは、好む人もおると思います、少人数で受けられていいなという方も。だけど、それは少数と思うんですよ。やっぱり大きな学校でクラス編制があつてということ望むと思います。差し迫った問題はもう出てきよるわけですよ。多分、同じ答弁の繰り返しになると思いますけど、その差し迫った問題についての教育長の所感はどういう気持ちですか。

○議長（牛嶋利三君）

長岡教育長。

○教育長（長岡廣通君）

平成33年度に複式学級が2学年で1クラスになりますから、それが1つ出てくるであろうと予想されるのが上庄小学校と開小学校であります。その数年後に、恐らく江浦小学校に1組複式学級が出てくるというふうな、今のところは見通しであります。

それぞれに複式学級はできるだけ避けたほうがいいんですが、今まで答弁を申し上げましたけれども、相手があることですから、学校統合や編入ということになりますとですね。そこのお互いの御意見や合意形成、ましてや統合というのは、やっぱり学校がなくなるということに対するいろんな思いがございますから、丁寧にやっていくということです。

だから、緩和措置としては複式支援員制度がございますし、ただ、今、開がもう100人を切っております。江浦ももうそうですけれども、江浦小学校もですね。今、複式のことを、両校の保護者の皆様に御説明しても、そうそう何か統合等の必要感というのは、すぐは出てこないような感じもするんですね、体験上。だから、その緩和措置をいろんなことが、みやま市全体のことがはっきりしてくるところまでは、そういうふうなことを考えながらやっていくということが現実的ではないかというふうに考えておるところです。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

ちょっと今のは、私は問題あるなと思います。開、江浦という、私から言ったらそっちのほうから具体的な名前が出たけど、複式学級になるからすぐ統合というような感じはあんまり受けないというのは、それはどういう経験則で言っているんですか。

○議長（牛嶋利三君）

長岡教育長。

○教育長（長岡廣通君）

統合のことにならないということではなくて、今の必要感と私が申しましたのは、複式学級の解消をすぐというふうなことにはならないんじゃないかなと。今説明してもですね、そういうことで申し上げました。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

別に教育長と対立して物を言っているつもりじゃなくて、お互い危機感を持ってやっていかないかと。教育委員会を含め、事務局が一体となって、いい姿を求めていかないかんじゃないかと。これはあえて言いますが、安易に考えて統合に走ったところが、もうこれだけコミュニティーの合意形成が難しいということで、結果的にはその目標達成がもうできんようになっておるわけですね。そこの反省はしていただかないかん。当時、教育長じゃなかったけどですね。当然ながら、行政は継続は力だからですね、そういう中で考えていってもらわなきゃいけません。そういう意味で言いまして、まとめ的に聞きますけど、おくれたところからの課題というのが見えたというものを生かしてもらいたいというのが第1点、平成25年11月15日に再編計画を見直し、市全体の状況等を勘案したところにはまだなっていない。これは先ほど答弁いただけていませんけど、平成28年度に教育委員会の資料の中で、5年経過するので、計画を見直そうと。開校時期を見直すかどうか、そこら辺のことは行政の判断だから、私は執行権までは侵害しませんから。ただし、説明責任はあると私は思っております。そういうことで、教育委員会でも再度、十分協議されて、方向性、平成28年度というのは文言として出てきておりますから、そこら辺をしていただきたいと思いますけど、教育長、どうでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

長岡教育長。

○教育長（長岡廣通君）

今までも先ほど申しましたように3回ほど協議をいたしました。今回質問いただいたことを踏まえて、今後も教育委員会及び総合教育会議で協議をしてまいりたいと。御指摘いただいたことも含めて、いろんな観点から協議をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

真摯にお答えいただきありがとうございます。

ただ、1点言いたいけど、この再編というのは、子供に教育の均一な、またハイレベルな教育をしようということで統合、原因は少子化であるんですけど、そういう中で、目指すは

複式学級の解消というのが、もう最初の学校適正規模の中で出ているわけですよ。そういうことでいくと、複式学級が出たら補助員を与えてという制度はあります、やむを得ない中ですよ、そういうことで今後議論を進めると。議論を進めたら結果というのは出ないかと思えます。そういうものは大体どれぐらいをめどに考えていきますか。第1回をいつぐらいにして、重要なことでもいいけど、やっぱりスケジュール感は大事ですよ。

○議長（牛嶋利三君）

長岡教育長。

○教育長（長岡廣通君）

数量的な数値の目標というのはなかなか難しいのですが、現状は第5グループ、中学校2校の意見聴取にしかかかっておりますので、これで今度は説明会に入っていきます。そのめどは、第4グループの統合協議会の設立の見通しがついたという段階で、今度は説明会に移ってまいります。そこで説明会をして、またはっきりしたいろんな御意見とか、反応が見えてまいりますから、そういうふうな、それが新年度の中ごろになるのかどうか、そういうふうなところを一つの見込みとして、次の段階の見通しをまた持っていきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

こうして教育長に言いよりますけど、応援の第一人者にもなろうと思っておりますから、そういうところは含んでおいてください。

あと1つ大事なことは、やっぱりあんまり、そういう複式学級になる、ほかの高田町のほうで言えば4校統合とか、これはやっぱり行政から発信してもらわんと、いろいろ発信してあることはわかっておるんですけど、言いたいことは情報公開を十分されて、それがあ意味で言えばコンセンサスをとる一里塚になると思います。その点、よろしく願いしておきます。よろしいですかね、教育長。

そしたら、2番目の事項に入りたいと思います。

答弁の中でも、法令の不備があるという表現だろうと思えますけど、そういうところがありますけど、まず1点目に質問します。

規則の第2条の通学区域は人的集団ですか、場所的範囲を示しますか。これは事務局でも

結構ですよ。

○議長（牛嶋利三君）

野田教育部長。

○教育部長（野田圭一郎君）

通学区域規則に示しております第2条の通学区域については、人的集団または場所的ということの御質問かと思えます。

教育委員会としましては、あくまでも場所、範囲を示す区域として捉えているところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

要するに場所的範囲であるという基本的認識に立っているということで、それで結構です。

そすと、先ほど答弁で別表、法制上は問題あるけど、これは地域だということでお答えいただきましたけど、現在の別表の運用はどういうふうにされておりますか。

○議長（牛嶋利三君）

野田教育部長。

○教育部長（野田圭一郎君）

規則の別表につきましては、先ほど答弁にありましたように、通学する学校の下に、行政区という表示はございませんけれども、そういった区名を表記したものとなっております。さきにお答えしましたように、現在においてもそういった場所、範囲を示す行政区の区域として捉えているところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

ありがとうございます。

行政区としても、行政区設置規則第3条で、3条は行政区長の担当区域は別表のとおりとされと、これはもうまさしく規則の別表と一致するわけですけど、全く同じであります。

私がこの区域の問題をあえて質問するのは、複式学級になるかどうか瀬戸際のところ、あるいは他の地域であると思います。その複式学級になるかどうか瀬戸際の問題というのがどういふものであるか、教育長、答弁をお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

長岡教育長。

○教育長（長岡廣通君）

複式の問題もですけれども、2クラス、3クラス、1学年にある学校を受け持ったことがございますが——受け持ったというのは校長でですね。そのときに、おっしゃるように1名の児童の存在が、1クラスになったり2クラスになったりすると。こういうことはもう非常に校長としては、学校経営上大きな問題でございました。

複式学級もまさにそういうところは同じで、1名によって複式学級になったり、あるいは2学級、学年ごとの学級にできるのかどうかというふうなことは、1名の児童・生徒の存在にも大きくかかわってまいります。だからもうそれは非常に、校長のときには入学児童がどのくらいあるのか、年度末に提出したりしますから、そういうふうなことに頭をいろいろ使った記憶もございます。だから今、複式学級が予測される学校については、現校長先生もいろいろと、数年後についても考えているというようなことがございますし、転入等があって、それがなければいいというふうなことも考えているかもしれません。しかし、あるかもしれないということも、先ほどの質問あるいは答弁の中でも出てきますから、ないようなことを願ったり、手を打ちながらも、あった場合にはこうするというフォローも考えていかなければいけない、この両方だというふうに思います。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

教育長の考え方はわかりました。

私、現実的な問題をちょっと話しているんですけど、野田部長のほうに答えてもらいたいけど、この通学区域の概念が、非常に教育委員会を含めて徹底していないから、現実問題としては、行政区長さんの判断の中に取り込まれているというような問題があると思います。そのために、もう開という言葉が出たけど、明らかにどっちかの区域であるという人たちが、やっぱり大きい学校がいいから、そっちのほうに行くというような事例は起きていないです

か。

○議長（牛嶋利三君）

教育部長。

○教育部長（野田圭一郎君）

行政区のちょうど境の部分が、そういうふうな状況になっているのではないかというふうに考えているところでございまして、やはりそういった境においては、それまでの地縁関係等によりまして、別の——別といいますか、隣の行政区に入られたりすることによって、そちらの指定する学校に通われているというケースはあるというふうに認識をしているところでございます。

○議長（牛嶋利三君）

4 番末吉達二郎君。

○4 番（末吉達二郎君）

率直に言われて、追求というのかな、あるんですよ。行政区に入るには、行政区長さんAというところとBというところがあって、AからBに入りたいというと、区長さんたちは受け入れる方もあるし、区長さんはいや、それはだめですよという区長さんもあるし、そういう意味では非常にその基準というのがうまく運用していないと。それがために、複式学級が起こる可能性が非常に強まっているということなんですよ。非常にゆゆしき問題と私は思うんですけど、今、教育長が基本的概念は複式学級のことを言われたけど、今の問題はどうか思われますか。

○議長（牛嶋利三君）

長岡教育長。

○教育長（長岡廣通君）

答弁で申しましたように規則がございますから、原則これに従っていくということが大事なことだというふうに思います。

○議長（牛嶋利三君）

4 番末吉達二郎君。

○4 番（末吉達二郎君）

私が言いよつとは、そうならないから、今聞いているとですよ。正さないかんということであれば、それはそれでいいんですけど、野田部長、正すという方向性で今言われたん

ですよね。

○議長（牛嶋利三君）

野田教育部長。

○教育部長（野田圭一郎君）

できる限り、そういった事例があつておりますので、今後、そういったことのないように、対応を検討していきたいというふうに考えております。

○議長（牛嶋利三君）

4 番末吉達二郎君。

○4 番（末吉達二郎君）

教育長もそういうことを含んで言われたと思いますから。今、答弁にあつたように、区長さんが悩んでいい、そして、やっぱり一定の基準を守らんと、これは一番なのは、最大のこういうふうになつたのは、失礼ながら教育委員会の中で、この別表2の解釈が行政区イコールと。行政区域という概念じゃなくて、行政区イコールで考えとるけん、そういうふうに移動する人、当然私は踏まえて言っております。特別な事由のある方、いろいろある方、この方が校区外に行かれる、これはもうやむを得ないことです。それをだめだとは、そういうことで言っておるわけではないんです。だから、ここら辺の連携、他の行政機関と住民課とかですね。そこら辺について、私は住民課とか総務課に回答を求めるつもりはありません。教育委員会がどうマネジメントしていくか、新しく学校に入る人たちの学校はどこですよという、そこら辺がきちっと判断できるようにしていくべきじゃないかと思つておりますけど、野田部長、どうですか。

○議長（牛嶋利三君）

野田教育部長。

○教育部長（野田圭一郎君）

ただいま末吉議員申されているように、こういった行政区で指定している学校に通うということは、非常に大切なことだろうと思つております。

ただ、どちらの行政区に入るかという部分については、大きな課題だろうというふうに思つておりますけれども、教育委員会としましては、こういった規則に従いながら進めていくことが肝要だろうというふうに思つておりますので、できる限りそういうふうになるように努めていきたいというふうに考えております。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

野田部長の言うように、今、言葉で行政区域と言ったら区域ですよ、地理的場所だから。番地のない、境界線がないようなところに家がぼんと建った場合は、それは行政区域をどっちに入れるかということで判断してもらって結構ですけど、従前たる歴史的に、社会的、歴史的に区域がある中に入り込んでおいて、他の学校に行くというようなことがないようなことは、当然ながら、野田部長していきますよね。

○議長（牛嶋利三君）

野田教育部長。

○教育部長（野田圭一郎君）

もう明らかに、その行政区域ということであれば、特別な理由のない限りは通学する学校については定めておりますので、そういうふうに指導していきたいというふうに考えております。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

あえてこういう質問をしたのは、教育長を初め、教育委員会の皆さん、事務方の皆さん、学校統合については、再編について非常に難しい問題があるということはわかっております。私としては応援者にもなろうと思っております。だけど、生じる課題、これについてはやっぱり速やかな、住民が安心する対応をしていくということが必要だと私は思って、きょうは質問をしております。

それで教育長だけ聞いて、末吉は何かなと思っていらっしゃるかもしれんけん、副市長、突然飛びます。要は少子化の問題なんですよ、これ。まち・ひと・しごと総合戦略という中で、田園都市、正確な言葉じゃないんですけど、こういうものを形成していくということで、荒巻議員も言いよった交通の利便、先ほどちょっと荒巻議員にも言ったんですけど、江浦駅、西鉄開駅、これは以前も言ったかもしれせんけど、交通機関の利用者でいくと、瀬高駅の次は開駅なんですよ、利用者数は。そしてこれは、ずっと横にいつている状態で、グラフ的には利用者数は同じぐらいで行きよるんですよ。ほかのところは下がり傾向なんで

すよ。そういう面では、非常に利便性のいい場所でもある、江浦、開がですね。そういうところでもありますので、先ほど言いました、田園都市構想を積極的に進めながら定住促進をしていくと。市長は入院中でありますけど、行政施策には空白があっちゃいけませんから、いつ市長が元気に復帰されるかわかりませんが、その間も副市長のもとでこの定住促進、積極的に、荒巻議員のいい提言もありましたので、そういうことを含めて、やっぱり駅の周辺というのは、物すごく定住には適しているんですよ。そういうところを加味し、施策を進めてもらいたいと思いますけど、副市長、御答弁をお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

高野市長職務代理者副市長。

○市長職務代理者副市長（高野道生君）

御提言をいただきましたとおりでございまして、やはり駅の周辺、これの活性化をしないと、なかなか人口の増加もあり得ないと思っておりますし、当然、開発に向けて、市も民間と今おっしゃったように、公民連携をしてでもやっていくべきだと、そのように私自身は考えておりますので、ぜひいろんなアドバイスをいただければと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

一番心配なのは空白がないように、ぼんぼんぼんいろいろな課題を見つけ、そして、優秀な行政職の方がおられますので、そういう方たちと話して、教育委員会も一緒です。やっぱりタイムリーに解決をしていただきたいと。その中にはどうしても困難な部分が出てくると思います。それはもう一生懸命していたら、市民も理解すると思っておりますので、ちょっと教育長には耳ざわりなことが多かったかもしれませんが、一生懸命取り組んでいただくようお願いして、終わります。

○議長（牛嶋利三君）

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時55分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き、午後の会議を再開いたします。

一般質問を続けてまいります。7番野田力君、一般質問を行ってください。

○7番（野田 力君）（登壇）

皆さんこんにちは。7番議員の野田力でございます。議長の許可を受けまして一般質問させていただきます。テーマは介護予防の強化で幸せを高めようということでございます。そういったことで質問させていただきます。

私たちは生ける者としまして、年を重ねると、もういや応なしに老いてまいり、そして、いつかはもう必ず家族初め、周りの人からのお世話を受けるものでございます。ちなみに、四十数年前ですか、さかのぼってみましたらば、身体の介護を必要とするようになれば、家族の支えによって過ごしてまいったものでございます。その当時はまだ家族形態が2世代から3世代までぐらい構成されておりました、ほとんどがそういったことが一般的でございました。その後、都市化の進展に伴いまして家族構成が核家族化へ進んだわけでございます。加えて、2世代目の家族の方たちは遠く離れた都市圏に居住せざるを得なかったのでございます。さらに、三十数年前からは地方では高齢化がどんどん進みまして、介護の深刻な問題がどんどん出てきましたですね。社会的な問題となりまして、介護を社会的に対応しようという介護の社会化という考え方に移ったわけでございます。そういった変貌をしたということでございます。

そして、平成9年に介護保険法が制定されまして、年齢40歳以上の国民の皆様が強制的に加入で運営されることになりまして今日に至っていることは、もう皆様御承知のとおりでございます。

当時の旧3町の瀬高町、山川町、高田町におかれましては、本当に素早く介護問題に手がけておられます。その後、合併後のみやま市介護保険事業特別会計の財政規模は、平成29年度で見ますと、何と4,880,000千円余でございます。そして、職員の皆さんたちも配置が33名体制でございまして、本当に大事業になったことがうかがわれます。

誰もがひとしく享受することになります、この大事な介護事業でございますが、これからも安定的、かつ継続的に機能が発揮されまして、市民皆様が安心して暮らされることが何よりも大切でございますし、介護の支援制度をしっかりと守っていかなければならないと、かように思うわけでございます。

本制度が効率的に運用されるには、まず介護を必要とされる方々、もう現在介護を必要とされている方々、つまり給付対象となられた要介護の方々に対しましては、携わってある関

係職員の方々や施設における介護、医療の機関において、本当に専門的、かつ的確に居住いただき、そして、もうよければ、何としてでも軽度、軽減等に向けられて御回復されることを切に願うわけでございます。

一方、今現在健康でおられる方、介護に至らない、言うならば、前期的な方々に対しましては、現在、介護予防について一定程度の対策をみやま市ではとっていただいております。しかしながら、介護予防対策をさらにしっかり増強していただき、予防効果を一層高めていただくと。そして、私たち一人一人が持って生まれた命を精いっぱい生かして、健康寿命も精いっぱい延ばしていただき、できれば、最小限の介護で済むようになれば、まさにこれこそ一挙両得だろうと思っております。

介護予防につきましては、何といたしましても第一にはやはり自己管理が大事であると思っております。自己管理のみでは、それがどうしてもできない、継続的なところがありますので、その手法をしっかりやらなければならないかなと思っております。

やはり造詣の深い、体験深い方たちの、指導者等の関係者を交えた対応については、組織的な対応が必要かなと思っております。特に専門的な方々を初め、関係者が連携して、地域ぐるみで介護支援を展開されることになれば、安定的で、かつ効率的で効果的であろうと思っております。ひいては、この介護予防が地域の幸せをもつっていき、それから、社会の幸せもまた高めていくと、これこそ市民皆様の幸せづくりの原点かなと思っております。

そういうことで、介護予防は市民共通の健康づくりの一環でございますので、その重要性は全市域的な士気高揚と連帯感を高める必要があろうかと思っております。どうしてもそのためには市民運動の展開が避けて通れない、極めて重要なことかと思っておるわけでございます。

そこで、介護予防をめぐり、次の点につきまして御質問をいたしますので、将来を見据えた、曇りのない、それこそ安心される力強い御答弁をよろしくお願い申し上げます。

まず第1には、介護を取り巻く情勢とみやま市の要介護者数の推移がどうなっているのかと、そこいらをまず第1点押さえていただきたいかなと思っております。

2つ目は、地域における介護予防対策を今どのようにやってあるのか、そして、今後の組織的な対応、いろんな方がおられますが、そういった方たちの組織的な対応をどうするのかということでございます。

第3点目は、市民健康づくり対策ですね、一般的な市民健康づくり対策が行われていますが、それと、介護事業がおくれてきておりますので、その介護事業との連携はどうなってい

るのかということでございます。

4点目は、さらなる介護予防の強化のために、何か新しい手だて、新しい新規事業を取り組まれる考えはないのかということでございます。

最後に5点目は、やはり市民ぐるみで本当に気軽に、そして長続きするような予防推進運動というのですか、そういったやつをやっぴり盛り上げていかないと、本当の効果は到達しないかなと思っております。

以上5点につきましてお尋ねしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

市長職務代理者副市長。

○市長職務代理者副市長（高野道生君）（登壇）

お疲れさまでございます。それでは、野田議員さんの介護予防の強化で幸せを高めようの御質問にお答えいたします。

まず、1点目の介護事業を取り巻く情勢と介護者数の推移見込みはでございますが、初めに介護事業を取り巻く情勢を報告いたします。

国における介護費用でございますが、平成21年度の7兆1,000億円から平成27年度の9兆4,000億円へと2兆3,000億円、率にして32.4%ふえております。

また、県におきましては、3,000億円から3,825億円へと825億円、率にして27.5%ふえています。

市におきましては、38億円から45億円へと7億円、率にして18.4%増加しております。

要支援・要介護認定者数につきましては、国においては平成22年3月末の469万人から平成28年3月末の606万人に、県においては19万人から25万人にふえております。

市の高齢者を取り巻く現状につきましては、人口は年々減少し、平成21年9月末の4万2,283人から平成30年1月末では3万7,955人となり、4,328人減少しております。高齢化率は35.9%でございます。

一方、要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、平成22年3月末の2,268人から平成28年3月末には2,931人となり、663人ふえております。平成28年3月末の認定率は21.8%で、国の17.9%、県の19.2%を上回っております。

平成30年1月末までの人口動態をもとにした市の独自推計では、将来、市の人口はさらに減少し、高齢化率は上昇するものと予測しております。2025年9月末時点で、人口は3万

3,222人、高齢化率は40.1%、要支援・要介護認定者数は3,142人、認定率は23.6%と推計しております。

次に、2点目の地域における介護予防対策の現状と今後の組織的な対応についてでございますが、ふれあい・いきいきサロンが、平成28年度、市内103カ所で開催され、延べ2万3,380人が参加しているところでございます。地域住民がボランティアとして主体的に運営し、各種健康体操やゲーム、レクリエーション、食事会などのさまざまな活動が工夫を凝らして展開されております。

市では、サロン運営の支援として、介護予防に関する講師などの派遣や、体力や筋量を測定する介護予防健診を実施しております。また、ボランティア等の人材を育成するための研修に講師を派遣しております。

今後、さらなるサロンの充実のために、運営費の負担軽減やリハビリ専門職等の派遣を考えております。

さらに、サロンが住民自身の運営と積極的な参加による自立的な拡大を目指すとともに、介護予防の効果を実感できる場として、その取り組みを大いに推進したいと考えております。

次に、3点目の市民健康づくり推進事業と介護事業との連携はでございますが、市民健康づくり推進事業と介護事業との円滑な連携が不可欠との議員の御指摘は、まさに的を射たものでございまして、健康づくり事業を所管する健康づくり課と介護事業を所管する介護支援課の連携を強化し、その上で両事業がしっかりと連携し、その充実と発展に努め、市民の健康保持・増進と健康寿命の延伸に取り組まなければならないと考えております。

次に、4点目のさらなる介護予防強化のための新規事業の取り組みは考えているのかという御質問でございますが、初めに、現時点で取り組んでいます介護予防事業を紹介いたします。

現在、要支援の認定を受けている人が参加できる通所型サービスの元気になる学校や元気クラブ、広く高齢者が参加できる生きがい教室、アクティビティ認知症予防教室などに取り組んでおります。

介護予防は、単に運動機能や栄養状態といった個々の要素の改善だけを目指すものではなく、心身の機能や環境の改善などを通して、高齢者の生活機能の向上や社会参加、社会的役割を持つことを促すことにより、生きがいのある生活や自己実現のための取り組みを支援し、生活の質の向上を目指すものであり、それぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要

でございます。

また、これまでの介護予防事業につきましては、心身機能を改善することを目的とした機能回復訓練に偏りがちや、介護予防終了後の活動的な状態を維持するための多様な通いの場の創出が不十分といった点が指摘されております。

高齢者が住みなれた地域で暮らし続けるためには、介護予防を推進するための地域の基盤づくりが重要であるとともに、高齢者がみずから進んで介護予防の活動に継続的に参加し、自分らしい生活を維持できるようにする必要があります。

そのためには、高齢者が日常生活の中で気軽に参加できる活動の場が身近にあり、地域の人とのつながりを通じて、介護予防の活動が広がるような地域コミュニティーを介護保険制度における新しい総合事業などを活用して構築すること、すなわち地域づくりが重要であると考えております。

こうしたことから、住民が運営する体操の集いなどの活動を地域に展開し、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくよう地域づくりを推進するため、住民主体の通いの場の充実に取り組むことといたしております。

具体的には、高齢者を含む住民が集う場を運営する団体を支援するため、通いの場の立ち上げに係る費用や運営に係る費用の補助について、平成30年度当初予算に新規事業として計上しているところでございます。

次に、5点目の市民総ぐるみで気軽に参加できる予防推進運動を起こすべきと考えるがでございますが、議員御指摘のとおり、市民総ぐるみで介護予防に取り組むことができれば、大きな効果が上がるとともに、市民一人一人の認識をさらに高めることができるものがございます。

市民運動として誰もが気軽に楽しく、継続しやすい取り組みでございますが、一例として、既に自主的にラジオ体操に取り組んでいるグループがあると承知いたしております。このような介護予防活動が市内全域に広がるよう、さまざまな方法を検討し、実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

元気なうちから介護予防を始めることが健康寿命の延伸となり、笑顔あふれるまちづくり、生涯現役のまちづくりの推進にもなると確信いたしておりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

7 番野田力君。

○7 番（野田 力君）

御回答ありがとうございました。回答の内容の基本姿勢といいますか、本当に格調高く、しっかり目配りしたところで、内容のある答弁だったかと思っております。あとはそれぞれの個別的なところの各論になると思いますけれども、またよろしくお願ひしたいということで御質問をさせていただきたいと思っております。

やはり第1点目につきましては、今後の介護者の推移ということも予断を許さないような状況でございますから、気を引き締めてやっていただきたいなど。特に全国と地方を比較しましても、やはりどちらでも厳しい状況に見舞われるかと思っております。そういった実態をしっかりとつかんだ上で行政を進めていただきますよう、当然ながらでございますが、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから2点目でございますが、やはり介護予防対策をしっかりとやってありますけれども、それも多分組織的に動いてあると思っておりますが、まだまだ組織的な連携を深めて、そして、その組織的な連携の情報をしっかりと行政のほうにつかんでいただいて、それこそヘッドのところまで分析していただいて、またそれを現場のほうに的確に戻して行って、いいサービスをしていただきたいなど、こう思うわけでございます。

それについてはちょっと触れますけれども、役割が介護のほうもいろんなところの役割の方がおられると思っておりますけれども、私は保健推進員さんですね、約200名近くおられます。本当に頑張っております。本当に健康を守るために健診の推進とか、いろんな事業も取り組まれております。それから、社会福祉協議会のほうでは福祉推進員さんということで、これもまた500名近くの方が、それこそボランティアで地域の自分たちの校区内を一生懸命目を配りながら頑張っているようでございます。それにリーダー的な民生委員さんが100名近く、90名ですか、それを合わせますと700名か800名ぐらいになると思っております。そして、関係者のボランティアの方たち、また、関係者を含めると、多分1,000名以上じゃなかろうかと思っております。この1,000名以上の方が日ごろからいつも連携をして頑張っておりますので、本当に私は敬意を表したいと思っております。

ただ、そのところに組織的にそれをどう動かすかということは、やはり市役所の部長、課長あたりがどういうふうに機能させるかということが一番かなめになるかと思っております。特に介護支援課長と健康づくり課長あたりは毎日のように情報交換されて、どういった

情報が上がってきているのか、そして、どういった情報を取り上げて、それをまた分析して適切な指導は何なのかということをしよっちゅう考えて進めていただきたいと思います。そして、保健福祉部長としましては、しっかり号令をしていただいて、そして、おくれがないようお願いしたいと思っておるわけでございます。それが組織的な対応かなとちょっと思っておりますので、これまで以上にしっかり熱意を持ってやっていただきたいと思います。と思っております。

一般的な市民健康づくりというやつは、もう長年、旧町時代から3町取り組んであります。ところが、介護事業というやつは平成9年ですか、それから始まっておりますので、やはり一般対策事業が先行してきておったと思っております。これから先は介護も一般対策の健康づくりも、それから福祉のほうも一体となってやっていただきたいと思います。特に1,000名以上ですかね、なると思いますが、このマンパワーというですかね、これはもうすごい力になると思えますし、しかし、そこに組織的な指導といいますか、サジェスチョンを的確に与えるか与えないかで随分変わってくると思えます。この1,000名の方たちの活動がですね。どう生かされるかということは、そういうことだろうと思っております。そこいらはしっかりやっていただきたいと思います。そこいらの腹構えを保健福祉部長、御答弁をお願いしたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤康志君）

組織が有効に機能するよというふうな御意見だと思います。

現在、健康づくり課においては市民の健康づくりを推進するため保健推進員ということで今活動をいただいているところでございます。また、福祉事務所においてはいろんな地域福祉の向上のために民生委員さん、あるいは、これは社会福祉協議会においてですけれども、福祉推進員さん等が、いろんな市民の健康づくり、あるいは介護予防のために活動をされているという状況でございます。

じゃ、その連携という、なかなか保健推進員さんにつきましては大体年間6回程度の研修、あるいはそれぞれの地域において健診受診の勧奨等を活動されているという現状がございます。また、民生委員さんにつきましても、それぞれいろんな活動、地域福祉の向上のためにそれぞれで活動されているという状況もございますので、特に健康づくりを進めるとい

うことが市民の介護予防につながっていくというふうに考えております。現在のところ、なかなか横の連携というのは具体的にはなっていない状況ではございますけれども、いろんな折においてそれぞれ、例えば、保健推進員さんでしたら、介護事業の現状とか、そういうのを研修していただきながら、あるいは民生委員さんについてもいろんな場で、実際、サロン活動等もされていますので、そういう場でもいろんな現状等の認識をしていただきながら、よりうまく連携されるように、どういうふうな形でできるかを検討は進めていきたいというふうには思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（牛嶋利三君）

7番野田力君。

○7番（野田 力君）

部長のほうからしっかりした決意を持って臨まれるようでございますので、ぜひそういったことで頑張ってくださいと思っています。

それから、新規事業でございますが、また新しく新規として基盤強化のために頑張るということでございますので、高く評価したいと思っています。

新規事業が何でなのかといいましたらば、いろんな健診とか、それから、今度はまた介護のほうも介護予防健診もやられるということでございます。なかなか健診は、呼びかけても、どうしても頑張っておりますけれども、40%近くと。これはもうどこでも同じだそうです。30%から40%、なかなかそれから上がらないということでございます。

ところが、この間ちょっと新聞を見ておりましたら、そういった健診あたりをもう一步高めていかなくてはならないような状況になりましたと。ということは、介護事業も介護予防に物すごく軸足を国も置くようになっておるようでございます。そして、介護予防の事業の進みぐあいに合わせて、リンクしながら、補助金もどうも裁量するようでございます。補助金のためにやるわけではないんですけれども、それは国も介護予防に物すごく力を入れるという姿勢だろうし、また、行政的な財政支援もやっというふうなことでございますが、それはよしとして、みやまもそういったことで取り組んでいかれると思います。

そのある市の取り組みは、もうどうしたっちゃ頭打ちになっとりますけん、何かメリットを与えるようなことをやっぱり受診者のほうに与えんとできんかなという視点から、新規事業で取り組まれるそうでございます。中身は、健診の推進のために24,000千円ぐらい組んで、そして、やはりポイント制といいますか、それをある程度達成した人は、健康を高めた人は、

やはり病気も少なくなるから、それ以上のメリットはあるから、市として応援するというところでポイント制、そして、ポイントを稼いだら、公共施設の関係のお風呂とかなんとか、それをある程度軽減するとか、いろんな恩典を与えることでインプットしていきたいということでした。

そういったやつも一つの方法かと思えますけれども、みやま市はすばらしいところがあるんですよ。保健推進員さんという制度は、もう合併前から取り組んでありますよね。そして、一生懸命やっております。そいけん、私はそういったポイント制よりも、この1,000名近くの人材の方がいっぱいおられます。そいけん、そこにマンパワーで適切な行政の指導が生きれば、かなりの成果が上がるかと思っております。どうかそこいらをひとつことしはマンパワーをさらにアップして展開するというところで頑張ってくださいなと思っております。そこいらは部長いかがですか。

○議長（牛嶋利三君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤康志君）

先ほどと同じような答えになるかと思えますけれども、今、市民の健康づくりのためには保健推進員さんが活動をされているという状況がございます。あと、ちょっと先ほど言い忘れましたけれども、ボランティアの養成といいますか、育成といいますか、介護予防において支える側、支えられる側だけではなくて、いわゆるお互いに支える側にもなり得るし、支えられる側にもなるというふうな、ボランティアの養成も重要かというふうに思っています。

現在、いろんな面で活動されていらっしゃる保健推進員、あるいは民生委員、あるいは福祉推進員などの方々について、それぞれ活動はされておりますけれども、横の連携といいますか、そういうのが何かできないかなというふうなところも含めて検討していきたいと思っております。

それと、先ほど少し出ました健診の推進のためにポイント制の導入等の話が出ておりましたけれども、それについては平成30年度については特にちょっと今のところ実施までは至っていませんけれども、検討を進めていきたいなというふうに思っておりますので、そのくらいでよろしいでしょうか。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

7 番野田力君。

○7 番（野田 力君）（登壇）

ポイント制については、私は、みやま市のマンパワーをまず生かして、そして、それで反省に立って、ポイント制を入れるかどうかということがいいかなとちょっと思っておりますので、ポイント制を先行する必要もどうかとちょっと思います。しかし、部長がやっているということだったら大いに推進していただきたいなと思っております。

最後の5点目なんですけれども、市民総ぐるみの気軽に参加されるような予防推進運動を展開してくださいということですが、もう私、具体的に申し上げますと、ラジオ体操なんですよね。ラジオ体操は1回質問いたして、検討しますということでしたが、現在、長田と、それから草場と高田のほうでやっていただいております。一生懸命やっていてありますけれども、やはりまだ広がりがないようでございますので、ラジオ体操も物すごく世界で評価されるようなラジオ体操の中身だそうでございます。それに、よかったですら検討していただくことは、ラジオ体操の号令シナリオというですか、号令発声といいますか、あれをみやま版をつくっていただきたいなと思っている、みやま版を。それは佐賀の多久はもうやっているんですよね。そいけん、みやま版は結局、いわゆるみやま市の憲章とか、ハレハレみやまとか、いろいろありますですね。そういった言葉を注入しながら、本当にみやまはよかばんというような感じでラジオ体操をしていただければと思っております。これは簡単にいきませんので、よろしく御検討いただきたいと思っております。

それから、オリジナル版の軽スポーツといいますか、これはもうフォークダンスでも何でもいいんですけれども、体を動かすような軽スポーツのダンスあたりもお願いしたいなと思っております。

それと、オルレが物すごくみやまでは大成功しておるようでございます。あのオルレは確かにもうすばらしいんですけれども、ちょっと気軽には簡単には参加できんかなと思っておりますので、気軽に校区内のオルレコースを設定していただいて、そこで歩いていただければ、かなり効果は出てくるかなと思っております。

それから、心身とともにということで答弁の中に入っていますが、心を豊かにするというのはなかなか難しいわけでございますが、私はこの間、感銘したつは、絵手紙を宮川先生が物すごく勧めてありますですね。あの絵手紙というやつは本当心打たれます。よかったですら、余り体が、ちょっと足とか、いろんなつが身体不自由になったら、あの絵手紙で力をいただ

くと思っておりますので、何とか宮川先生たちの御指導を受けながらやっていただければと思っております。私の思いつきでございますが、そういったことをひとつ御検討いただいて、市民ぐるみで、みんなで、みやまはよかとこぼんということで健康づくりを進めていただきたいということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長の許可を得まして、次の第2項目めを質問させていただきます。

テーマとしましては、福祉・保健・介護という大きな要素がありますが、それを一体的な増強策を考えてくれんかと、進めてもらいたいということの質問でございます。

福祉の向上につきましては、もう御承知のとおり、地方行政にとりまして最も重要な命題の一つでございます。私たちの古典派的な視点からは福祉の捉え方としましては、生活に大変困窮されているというか、困ってあるという世帯、それから、さらには身近な生活環境の危惧とかに対して、早目の立ち直りを講ずるための援助的施策ではなかったかと、こう思っております。しかし、考えてみますと、福祉は広範囲でございます。そして、奥深いものでございますですね。行政の目線からはどうしても対応不可能な分野が生じてまいります。

そこで、民間サイドからの御支援をいただくという制度の一つとしまして、平成26年に社会福祉協議会が法制度化されました。あわせて身近な地域福祉等の課題解決からも民間からもお力をいただきたいという意味から、民間からの援助のための国民皆様からの浄財の受け皿となります共同募金制度も法律的に確立されたわけでございます。おかげさまで困窮救済等を初めとする地域福祉のニーズに対しまして、民間サイドからも温かい一灯の光が注がれまして、温もりのある福祉の支援が今日まで継続されてきたのではないかと大変心強く、また、ありがたく思うわけでございます。

申すまでもなく、福祉行政としましては、行政は社会福祉協議会の協力のもとで両輪のごとく福祉向上のために関係各位の皆様とタイアップして誠心誠意努力されております。御承知のとおりでございます。本当に心から深く感謝申し上げる次第でございます。

ところで、顧みますと、平成8年の介護制度の発足時、およそ10年以上前から福祉の理念、つまり、福祉に対する向き合い方、それから受けとめ方、もう以前と大きく変わってきたわけでございます。その一端を申し上げますと、一般市民の健康の問題は、以前の社会形態の中では、それは一人一人、または家族単位のところで自助努力して、責任性を強く担って位置づけられたかと思っております。しかし、本当に今日の社会の進展の中から見ますと、健

健康問題も考えますと、健康を守り、維持するには、社会的な支援、助成——助成といいますか、支援、援助が必要不可欠になっていると。自助努力のみでは解決されない社会的な要因が数多く潜在化しておるようでございます。

その一端を申し上げますと、本当の一端でございますが、人々の健康が損なわれる社会的な要因としては、社会的なストレスですね、ストレスがやっぱり全然変わってきたと思っております。それから、過労を初めとする働き方の問題ですね、今問われていますけれども。それから、生活環境の変化に伴った衣食住にもいろいろと問題が出てきておる。そして、広域的な流行性の、これは病原発生などがございます。そういったことが挙げることができるかと思っております。

一旦健康を害すれば、これは福祉のニーズは一段と高まります。また、反面、福祉の低下を招けば、また健康がさらに脅かされるという、極めて悪循環になるような関係でございます。特に福祉と健康づくりを提供する側がそれぞれ個別的な細切れの視線で対応すれば、その効果はどうしても限定せざるを得ないと思います。課題を双方ともに共有して、複合的、かつ総合的な対策、手法をとれば、相乗効果はかなり高くなるかなと確信します。

しからば、自助精神をしっかり守って、そして、共助の精神を生かして、さらに強固なる協働化といいますか、一緒に頑張っていくと。そして、しっかり対応していけば、厳しい情勢に直面しておりますけれども、これも乗り越えることができるんじゃないかなと思うます。

その事象を如実にあらわしているのが、みやま市社会福祉協議会の活動状況を見てもうかがうことができます。社会福祉協議会は、みやま市から介護関係の受託事業が年間およそ大体12,000千円余でございます。全体の事業からしまして、大きなウエートを占めております。先ほど申しましたサロン事業にもしっかりそこに支えてあります。

社会福祉協議会と介護委託事業との関連性の密接化と、事業量の増加傾向は、そういいましても、これはみやま市だけじゃないそうです。これは全国的な趨勢のようでございます。申すまでもなく、介護事業は介護予防が重要でございますして、その予防対策の効果を高めるには、保健医療対策と切っても切れない密接な相関関係にあることはもう明らかでございます。そして、福祉と保健と介護医療は、支える側としまして、ますます一体化し、相乗効果を高めて、市民の皆様健康で安心して暮らしていかれるような生活環境をいち早くしっかり御提供しなければならぬと、かように思うわけでございます。

このように申し上げますと、みやま市社会福祉協議会さんに大変重い負担をかけるようで恐縮でございますが、この際、市民の健康を取り巻く情勢の変化に着目いただいて、行政側も精いっぱい支援の輪を広げていただき、さらに一層施策を強めていただくとともに、それぞれの、私は校区社協といいますか、校区社会福祉協議会の御理解を得て、力をいただければ、そして協働化していければ、この難しい大きな課題も乗り越えることができるかと、かように思うわけでございます。

特にこれから超高齢化に向かいます。厳しい様相からしても、福祉と保健と介護医療が今後ますます複雑化して重層化すると思います。新たなる社会的要請がますます強まることは避けられないと思っております。早目の支援体制強化を図り、懸念される課題に対しまして真正面から立ち向かわれたく、そして、しっかりした体制で臨まれていかれますようお願いしたいわけでございます。

そういうことで、次の5点につきまして御質問いたします。さすがしく晴れ間が望まれるような御回答をよろしくお願い申し上げまして、5つの点を申し上げます。

1つ目は、福祉と保健と介護医療は表裏一体と考えるが、行政の基本認識ですね、基本姿勢ということですか、そういったところをお話しいただきたいと思っております。

第2点目は、福祉・保健・介護医療行政と社会福祉協議会や医師会、それから、お隣の保健医療経営大学などの連携が今どんかふうになっとっちゃろうかと、どういうふうに連携しているのかということでございます。

3点目は、農業は生命産業と言われております。生命産業と言われる農林漁業と福祉・保健・介護との連携は極めて相乗効果を高めるということで作業所とかもやっておりますが、本当に私はそう思いますが、どう考えてあるのかということでございます。

4点目は、この問題を取り上げるためには地域密着型でないといけませんので、その地域密着型におきます共助精神と協同活動を高めるには、その役割を担う、やはりもう一つ中核的な母体となる組織体を位置づけておかないと、なかなか効果が上がらないと。ということで、組織体をどう位置づけてあるのかということです。

最後の5点目は、地域密着型の中核的な活動組織体に対します支援強化をすべきと思いますが、どうでしょうかということでございます。

以上5点につきまして、大いに期待されるような積極的な御答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

市長職務代理者副市長。

○市長職務代理者副市長（高野道生君）（登壇）

続きまして、福祉・保健・介護の一体的な増強策を進めてはどうかの御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の福祉・保健・介護は表裏一体と考えるが、行政の基本認識はでございますが、議員の御指摘のとおり、福祉・保健・介護を一体的に考える必要があることから、関係部署が課題やニーズを共有し、一体的に取り組む必要があると考えるものでございます。

市も少子・高齢化、人口減少という大きな課題に直面しております。この課題を克服するためには、地域力を強化し、その持続可能性を高めることが必要で、地域力の強化は福祉・保健・介護の領域を超えて課題を直視する必要があるとございます。

こうした考えのもと、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持って活躍できる、いわゆる地域共生社会を実現する必要があるとございます。さまざまな課題に直面している地域を元気にしようという取り組みと、誰もが安心して共生できる地域福祉を推進しようという取り組みは、別々のものではなく、また、福祉の領域だけにとどまるものでもございません。地域社会や地域経済の全体の中で支え、支えられる関係が必要とございます。そのためには、地域住民や地域の多様な主体が参加し、地域共生社会を実現しなければなりません。

市も生活支援体制整備事業に取り組む中で、それぞれの地域で対話・協議の場をつくり、地域共生社会の実現に向けて具体的に連携する仕組みづくりを協議しているところでございます。

次に、2点目の福祉・保健・介護医療行政と社会福祉協議会や医師会、保健医療経営大学等との連携はどのようになっているのかでございますが、市は現在、団塊の世代が75歳以上になる2025年に向け、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでおります。地域包括ケアシステムとは、地域住民ができる限り住みなれた地域での生活を継続する仕組みと定義されております。

システムの構築には幅広い議論が必要なことから、みやま市地域包括ケアシステム推進協議会を設置し、社会福祉協議会、医師会、保健医療経営大学、介護保険運営協議会、在宅医療・介護連携推進協議会、生活支援・介護予防体制整備推進協議会、認知症専門医師、介護

事業所、老人クラブ連合会、公募委員の参画と連携のもと、ケアシステム構築に取り組んでいるところでございます。

次に、3点目の生命産業と言われる農林漁業と福祉・保健・介護との連携は相乗効果を高めると考えるがでございますが、農林漁業と福祉・保健・介護との連携の一つとして、現在、食育推進会議を設置し、各分野から御意見をいただいているところでございます。各構成団体の独自の食育事業の取り組みとともに、食育推進会議を通じて各団体の情報の共有化を図り、みやま市の食育の推進に努めているところでございます。

また、農林漁業での高齢者の元気な就労は、健康の保持、増進や介護予防にも通じるものでございます。さらに、就労による収入は生きがいつくりにつながり、介護予防にも有効なものと考えますので、今後は高齢者の就労がふえるよう、シルバー人材センターも活用しながら、その実現に取り組んでまいります。

次に、4点目の地域密着型における共助精神と協同活動を高めるには、その役割を担う中核的な母体となる組織体をどう位置づけているのかでございますが、校区社会福祉協議会が地域の中核的な母体となり、主体的な活動の拡大、発展が実現すれば、その取り組みは大きく前進し、市民の幸せや安全・安心も飛躍的に向上するものと考えます。

その上で、市が、校区社会福祉協議会に対し、地域の中核的な母体となることや主体的な活動の拡大、発展を一方的に求めることはできません。

このため、校区社会福祉協議会が地域の中核的な母体となることや主体的な活動の拡大、発展のためには何が必要なのか、校区社会福祉協議会の活動状況を踏まえ、校区社会福祉協議会や市社会福祉協議会と十分に研究、協議する必要があると考えております。

次に、5点目の地域密着型の中核的な活動組織体に対する支援強化をすべきと考えるが、いかがかでございますが、地域密着型における中核的な活動組織体に対する支援につきましては、議員が事項③で御指摘の校区社会福祉協議会を中心に想定して回答をいたします。

校区社会福祉協議会の活動は多岐にわたり、特徴的なものとして、サロン活動、健康教室、介護予防教室、研修会、校区社協だよりの発行などに取り組んでいます。

こうした活動につきましては、市民の幸せや安心・安全の実現に大きく寄与しているところでございまして、まことにありがたく、深く感謝するところでございます。

こうしたことから、市は校区社会福祉協議会の活動を支援するため、平成27年度から1校区当たり50千円の補助を実施しているところでございます。

校区社会福祉協議会の活動支援の強化につきましては、校区社会福祉協議会や市社会福祉協議会と十分に研究、協議し、その独自性を尊重するとともに、活動状況を踏まえた上で取り組む必要があると考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

7 番野田力君。

○7 番（野田 力君）

見識ある、しっかりした答弁をいただきましたこと、厚くお礼を申し上げたいと思っております。

ただ1点だけちょっと申し上げたいと思っておりますが、校区社会福祉協議会の認識もしっかり私と市長さんの考え方も、当局も同じのようでございます。ただ、それを今後どういうふうに生かしていくのか。そして、支援強化をどうするのか。これも4点目、5点目にかかわるわけでございますが、その中で一番気になることは、もう実際動いているわけでございますので、研究ということであれば、まだ研究なのかという言葉になってしまうんですよ。せめて、これはやっぱり熱意があれば当然でございますが、検討なんです。検討、協議なんです。研究、協議というやつはないんですよ。研究やったら、まだ協議もされません。そこいらはちょっと今まで答弁された、積極的に、また温かい御答弁をいただいたんですけれども、4点目、5点目の研究、協議というやつは、本当にそれは私はいかなものかと。物すごくこの校区社会福祉協議会は、もう申すまでもなく、文化、教育、歴史、そして地域経済、全部つながっています。これこそ学校の問題もつながっています。ここを生かしたら、みやま市全体が生きるわけですよ。そしてまた、みやま市がいろんな願いすつとも、校区社会福祉協議会がしっかりしておけば早いんですよ、効率的なんです。だから、ここを私ちょっと不審に思うとは、研究という言葉は何で書いたのかと、何でそれくらいなのかと。研究なら要りませんよ、もう社会福祉協議会の皆さんは知っておりますから。そこいらは部長いかがですか。

○議長（牛嶋利三君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤康志君）

校区社会福祉協議会の件でございますけれども、市社会福祉協議会につきましても、また校区社会福祉協議会につきましても、ある意味自主的な組織ということになっております。

このため、市がここに、先ほど副市長のほうの答弁がございましたように、いろんな活動をされているという現状がございます。それには、ある意味ボランティアという形で取り組んでいらっしゃるという現状もございますので、これについては校区社会福祉協議会、あるいは市社会福祉協議会と十分協議しながら、どういう形でできるかを協議して進めていく必要があるというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

7番野田力君。

○7番（野田 力君）

一応安心したんですけれども、協議してまいて検討していきたいということでございます。ですよね。高野副市長さん、ぜひ前向きに、これこそですね。そしたら、本当に地域社会が生き生きとして、そして、情報が一番正確に伝わるころなんですよ、範囲なんですよ。そいけん、今、一番深刻なやつは老人のひとり世帯とか、それから見回りの問題とか、一番深刻なやつは認知症になられて徘徊とかというところもありますけれども、これこそ校区社会福祉協議会でしっかりしておけば、情報はすぐ対応できますし、また対応していただくような組織につくっていかなくてはいけないと思っております。

確かに民間ということでございますが、法律的には位置づけはありませんけど、もう事実行為から見たら一番大切なところなんですよ。社会福祉協議会も本部の社会福祉協議会だけでこのような広いところをそれはできないと思ひますよ。そいけん、校区社会福祉協議会を生かして、そしたら、そこで安心される社会ができて、それこそ地方創生にもつながるし、定住にもつながる。いろんな幸せな地域社会ができなければ、それは定住とか何もできませんよ。と思ひますから、研究ということじゃなくて、早速検討していただくということで、協議していただくということで、再度、副市長のほうから基本姿勢をお伺ひしたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

市長職務代理者副市長。

○市長職務代理者副市長（高野道生君）

議員御指摘のとおり、校区社会福祉協議会が担っていただいている役割、それと貢献度というのは本当に認識しているところでございます。特に地域密着型のサポートをしていくた

めには、校区社会福祉協議会の力がどうしても必要でございますので、その点、十分社会福祉協議会と市、それから校区社会福祉協議会が一緒になって今後情報の共有化を図って、よりよいサポートの充実を図っていきたくと、そのように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

7番野田力君。

○7番（野田 力君）

本当に副市長が前向きな答弁をいただきました。本当に安心いたしました。ぜひしっかり御指導いただきますよう、そして温かい支援を差し上げていただきますようよろしくお願い申し上げます。これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

次に、議長が議長に通告をいたしまして私が一般質問を行ってまいりますが、ここで議長席を副議長と交代いたします。

したがしまして、暫時休憩をいたしまして、14時10分から再開したいと思います。副議長、よろしくお願い致します。

午後2時01分 休憩

午後2時10分 再開

○副議長（荒巻隆伸君）

議長席を交代いたしまして、休憩を閉じて、ただいまから会議を再開してまいります。

引き続き一般質問を行っていきます。17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）（登壇）

改めまして、皆さんこんにちは。ただいま御指名いただきました17番牛嶋でございます。私が私に通告をいたしまして、質問を許可いただいておりますので、早速質問をさせていただきます。

私は、通告に従いましての質問、当然のことでございますけれども、内容としては、補助金の健全な交付についてというようなことでございます。

今定例会、きのうから開会されたばかりでございますけれども、開会冒頭、本年度、平成30年の第1回みやま市議会定例会、本市の職務代理者でもあります高野副市長から提案理由の説明をいただいたところでございます。

去年に引き続き、内容といたしましては、人口減少に歯どめをかける魅力あるまちづくりを目指すというようなことで、過去2番目の積極型予算としての説明がございましたけれども、前年度と比較をいたしまして258,000千円減の19,092,000千円の一般会計の当初予算というようなことで示されたところでございます。

また、施政方針の説明の中でございますが、本市の西原市長の代読というようなことでお示しいただきましたけれども、第3の「農漁業と地場産業の振興及び企業誘致」の中での商店街の活性化については、商工会と連携し、あるいは消費者を交えたワークショップや、あるいは地域のニーズ調査を実施するとともに、市街地でのみやまの食や、あるいはお土産を出店するイベント等の助成や、新規創業者を支援する創業支援事業を実施しながら、まちのにぎわいと交流の場を創出してまいります。そういうことでございましたけれども、そのような中での財政状況はやはり引き続き大変厳しいものがあると思います。いろんな執行がされる中で、あくまでも予測ではございますけれども、新年度も相当数の本市全体における各般にわたる補助金申請等々が行われることであろうというふうに感じておるところでございます。

そこで、各助成等々には特に審査の厳しい補助金交付というようなことでございますが、公平、そしてまた公正で健全な形での助成がなされているのかと、多くの市民の皆さんの声について尋ねるものでございます。

このことは、せんだってJAみなみ筑後山川支所の駐車場等を利用した2つのイベントがあったわけでございます。この2つのイベントは、同じ日に同じ会場で開催をされたわけでございますが、特に2つのイベントの中の1つのイベントは例年行われております、いわゆる梅まつりですね。この関係では、実行委員長さんが御主人から奥さんにかわられたというようなことで何をしたいのか大変困っておるといような部分、あるいは名前だけでもいいからかしてくださいといようなことで頼まれて困っておるとい人がございました。特にそのような形の中で行われる助成といようなことで、正当性等が欠けておるんじゃないかといような疑義がございますから、関連する全般にわたる質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、昼食時、私ども仲間の古賀議員さんのほうから午後の質問で、17番牛嶋議員からかみつかれるのでといようなお話があつておりましたので、まさに古賀議員が自分のことを私からしされるのかなといようなことでお気づきになってあるのか、何か勘違いしてある

のかわかりませんが、そうしたことも含めてお尋ねを展開させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○副議長（荒巻隆伸君）

高野市長職務代理者副市長。

○市長職務代理者副市長（高野道生君）（登壇）

牛嶋議員さんの補助金の健全な交付についての御質問にお答えいたします。

市で交付いたします補助金等につきましては、他の法令や特別な定めがあるものを除いて、市の補助金等交付規則の定めるところにより適正な執行を図ることといたしております。

手続の概要を申し上げますと、予算措置に基づいて、まず、事業者に事業計画書や収支計算書を添付して交付申請書を提出いただきます。この交付申請書に基づき、市で審査し、交付決定を行います。事業者は、この交付決定書を受領してから事業に着手、実行することになります。

次に、補助事業が完了したときは、事業者に成果を記載した補助事業実績報告書を提出していただき、市でこれを審査、調査した上で補助金額の確定を行います。

なお、補助金の支払いは、補助金額の確定後に支払う精算払いと確定前に交付する概算払いがあります。

さて、今回の2月18日にJ A山川支所前で行われました2つのイベントについて、補助金の内容等について御説明いたします。

まず、みやま平家の里梅まつりについての概要を申し上げます。

みやま市山川町は盆栽梅の産地であることから、この梅の花の時期に合わせて、合併前の山川町のころから毎年2月に祭りが開催されており、みやまのPRと地域の活性化を目的としています。

毎年祭りはJ Aみなみ筑後山川支所前の広場で行われており、盆栽梅の販売を初め、地元の特産品販売や食事ができる特産品テントが設置されるとともに、子供から大人まで楽しめるようステージイベントが開催されています。

祭りの主催は、みやま平家の里梅まつり実行委員会です。今年度におきましても、実行委員会から市に対して平成29年12月19日に補助金交付申請が提出されましたので、補助金交付規則にのっとり、12月22日に交付決定、1月25日に補助金230千円を概算で交付しております。今後は、実績報告書を提出していただき、内容の確認を行い、補助金の額の確定を行う予定

であります。

次に、「九州らん★RUN★嵐」 in 山川についてであります。このイベントは、平成29年度当初予算に計上いたしておりました市民協働まちづくり事業補助金として申請があったものでございます。

この市民協働まちづくり事業補助金は、平成29年度から新しく実施しているもので、地域の活性化や課題解決を目的に新たに取り組む事業、また、既存の活動を拡充する事業を対象に、市民等の自発的な参加によって行われる公益性のある事業に対し助成することといたしております。対象経費の5分の4以内で300千円を限度に補助し、最長3年間申請することができるよう定めております。

平成29年度当初予算には300千円の3団体分900千円を計上いたしており、平成29年8月1日から31日までの1カ月間公募を行ってまいりました。

この公募の結果、3団体から申請があり、審査の結果、いずれも補助対象と認めたもので、その一つが「九州らん★RUN★嵐」 in 山川実行委員会の申請によるものでございます。8月29日に交付申請があり、9月8日に書類審査し、9月13日交付決定を行ってまいりました。

交付申請書によりますと、国道443号バイパス開通に伴い、人や車が減少し、静かになった山川町のにぎわいを取り戻すため、交流人口をふやすとともに、地域に活を入れるとされています。

市では平成30年1月25日、概算払いで300千円支出いたしております。イベント当日は子供連れなど多くの人出があったと認識いたしております。

御指摘の2月18日、2つのイベントの同時開催につきましては、補助金の交付決定時点では確認できなかったもので、結果的に2つのイベントが混同したような形となり、課題が生じております。

今後、両実行委員会から提出されます実績報告により、他の用途使用がないか、また、重複している内容がないかなど、補助金交付規則等により、補助対象経費を精査して補助金額の確定を行ってまいり所存でありますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○副議長（荒巻隆伸君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

今御答弁いただいたところでは、やはり予算措置に基づいては事業者からの各事業計画書、

あるいは収支計算書を添付するというようなことが交付申請書に基づく審査の基本というようにことだろうと思います。

箇条的にお尋ねしてまいります、よろしいでしょうか。一問一答と、もうまさに短絡的に質問して答弁いただくと、よろしいですかね。

○副議長（荒巻隆伸君）

はい、どうぞ。

○17番（牛嶋利三君）

まず、この2つのイベント、これは平家の里梅まつり、それから、「九州らん★RUN★嵐」 in 山川&交通安全フェアとして、チラシも最初から1枚に裏表を無駄なく刷り出してあったわけでございます。先ほどお話を聞きますと、梅まつりが230千円と「九州らん★RUN★嵐」 in 山川が300千円ですかね。2つ、530千円の総計金額が助成されておるといようなことでございます。

これは、そもそも交付金そのものは2つの同じ場所で、同じ日に、実行委員長はかわったとしても、この2つ、後からそれがわかったというような答弁書での御回答ですが、後からにしても、同じ場所で、実行委員はかわったとしても、同じ日に開催されるイベントだったというようなことですが、この助成金交付そのものに問題がなかったのかですね。

それから、交付申請は誰がしたのか、その2点をまずちょっとお尋ねしたいと思います。

○副議長（荒巻隆伸君）

高野市長職務代理者副市長。

○市長職務代理者副市長（高野道生君）

申請書を受理しました企画財政課長のほうから答弁をさせますので、よろしく願いいたします。

○副議長（荒巻隆伸君）

坂田企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

御指摘のまず同じ場所、同じイベントで交付決定したことについての課題の件でございます。

答弁書にございましたとおり、私どもとしましては、同じ場所、同じ日にちで行われることを承知しておりませんでした。知りませんでした。答弁書にもございますけれども、重複

して同じ経費に補助金を交付することは課題があろうかと思っておりますので、今後、それは精査させていただきたいと考えております。

それから、「九州らん★RUN★嵐」 in 山川のほうの補助金の交付申請の手続きでございます。どなたが見えたかということでございますが、これにつきましては、実行委員会のメンバーにも名前を上げていらっしゃるかもしれませんが、古賀議員さんが具体的な申請を出されております。

梅まつりについては、商工観光課のほうから御連絡申し上げます。

○副議長（荒巻隆伸君）

松尾商工観光課長。

○商工観光課長（松尾 博君）

梅まつりの件については商工観光課が所管でございます。

答弁にもございましたように、毎年梅まつりについては実施されておりますので、今回の梅まつりにつきましても、交付申請書が出されまして、交付申請書には今回の梅まつりの実行の予定等が書かれておまして提出されておりますが、実行委員会の代表の方の名前で申請がされております。

書類を市役所に持ってこられた方は古賀議員さんでございます。

以上です。

○副議長（荒巻隆伸君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

今、両課長から御答弁いただいておりますが、これは誰が申請したのかというようなことでございますが、チラシには古賀というような名前が書いてあったわけですね。長瀬さん、それから築地原さん、古賀さん、質問する中で、その古賀さんとは誰ですかというようなことでお尋ねをしていこうかなと思っておったところなんです、2枚目のあれには古賀さんはなくして、御答弁で早速古賀議員さんだというようなことから、古賀議員さんに私が質問者としてここでお尋ねして答弁いただくというわけにはいかんでしょうね。どうですかね。

○副議長（荒巻隆伸君）

無理ですね。

○17番（牛嶋利三君）

そういうふうで、古賀議員さんだというようなことでお答えいただいておりますが、このような質問して、執行部のほうからお答えできますかね。1枚目のチラシには、先ほど申しました3名の連絡先の名前が書いてありまして、2枚目にはお二人だけの名前なんですよね。ですから、1枚目で古賀さんの名前があったのが、2枚目ではなぜ削除されてあるのか、その関係はわかりますか。

○副議長（荒巻隆伸君）

馬場総務部長。

○総務部長（馬場洋輝君）

牛嶋議員さん御指摘のとおり、今回のイベントについてはチラシが2回発行をされております。それで、申請段階等についても具体的なイベントの内容については計画書の中に上がっておりますけれども、チラシがどういうチラシを作成されるというところまでは執行部としては把握できておりませんでした。実際、出された段階で、先ほど御指摘のとおり、第1回目のチラシについては問い合わせ先が3名の方、2回目については2名の方になっているということは確認はいたしておりますけれども、どういう経過でこういうふうになったかについては、ちょっと私どものほうでは把握はできておりません。

○副議長（荒巻隆伸君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

これは2つのイベントともども、当然、古賀議員は皆さんも御案内のとおりでございますけれども、やはり本市の職員として務められた当時から、大変こうしたイベント等々には精通された当時の職員さんだったと理解しております。2つのこのイベントについてのですね、恐らく企画関係あたりも今からちょっとお尋ねしますけれども、現職議員さんが補助金を申請される、それそのものにいろんな問題はございませんかね。政倫の関係含めて、それをちょっとお尋ねします。

○副議長（荒巻隆伸君）

馬場総務部長。

○総務部長（馬場洋輝君）

まず市三役、それから、各市会議員の方々については市のほうで政治倫理条例がございま

す。その中で、政治倫理基準といたしまして、第3条で規定を設けているところがございます。第1項1号の規定では、「市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して公正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」、それから2号で、「市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。」等の規定がございます。このほかにも幾つか規定を設けているところがございますけれども、先ほどからの御質問の件でございますが、今回、議員さんが補助金を行うイベントに関して手続をとられたということであれば、補助金受給に関して団体の役員となったりすることによって一定の便宜が図られたのではないかなというふうな疑惑も生じる可能性もございます。そういう観点からすれば、そういうイベントの実行委員会の代表者、あるいは役員となられることについては好ましいことではないかなというふうには思っております。具体的に政治倫理条例に違反する云々の判断は政倫審の委員会等で決定されるものですから、私のところでは好ましくないのではないかなということはこの場では判断はいたしております。

以上です。

○副議長（荒巻隆伸君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

今、部長のほうからの御答弁ですが、関連ということでちょっとそれですけど、例えば、我々議員さんが各地域の災害等々も含めた土木関係の仕事をやっぱり頼まれるわけですね。しかし、やっぱりそうした部分があるから、直接的に所管する現場のほうへはお願いをしない。当然それぞれの行政区の区長さんがいらっしゃいますから、区長さん介してお願いをするというような順番に沿った行為をしておるわけです。ですから、ちょっとお尋ねしたわけなんですけど、このイベントには、私も全員協議会の中で既に300千円、それから、230千円ですか、その助成にかかわる部分で、直接的にそれぞれの課長さんから御出席いただいて説明を聞いた経緯があります。当然イベント当日は、誰かその担当の部署の中からでもぜひ現認をお願いしたいというようなことで依頼しておりましたけれども、当日は坂田課長、それから、松尾課長じきじきに現場のほうへ赴いていただいた経緯がございます。当然、恐らく閉会ぐらいまでお二人とも頑張っていたんじゃないかなというふうに思っておりますが、直接的にそのイベントに最初から最後までぐらい見ておられてどのように感じられたのか。

この答弁書の中にも、非常に子供から大人までいろいろとにぎわいを見せたというような感じ方を述べてありますけれども、実直的にどのように思われましたか。1人ずつちょっとよかったですら感想をお願いしたいと思います。

○副議長（荒巻隆伸君）

坂田企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

私は、「九州らん★RUN★嵐」 in 山川のほうの補助金の担当ということでございます。当日は朝から夕方までおまして、一緒に参加をさせていただきました。国道を通行どめにされているイベントがございまして、バイパスの完成に伴って通行量が減った地域の活性化という補助金の観点からすると、人手もたくさんいらっしゃいましたし、別段問題はないとは思っております。補助金の趣旨としてはよかったですんじゃないかなとむしろ思っております。

ただ、会場でどこからが「九州らん★RUN★嵐」 in 山川のイベントなのかというのは、一般市民の方にとっても少々わかりづらかったなという印象は持ちました。

以上でございます。

○副議長（荒巻隆伸君）

松尾商工観光課長。

○商工観光課長（松尾 博君）

私も当日午前中から祭りの様子を拝見させていただきました。当日は天気もよくて、事故もなく、来場された方は楽しんでいかれたんじゃないかなというふうな印象を持ったところでございます。

ただ、担当といたしまして、補助金を交付する側からの考えといたしましては、やはり参加された方から見ても、2つのイベントが一緒になったような印象を受けられたんじゃないかなというふうなことを感じたところでございます。今後も補助金の交付という観点からは、実績報告をもとに精査していきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（荒巻隆伸君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

松尾課長おっしゃるように、2つのイベントとは言っても、このチラシですよ。チラシでは完全に2つというふうになっておるけど、どちらがメインなのか、2つが一緒じゃないかという捉え方ですよ。これはもうまさに私たち議会からも議員さんあたりもお招きいただいて、出席いただいた議員さんあたりもどのように感じられたのかですね。ほとんど多くの皆さんが今回のこのイベントですね、大変失礼な話になるかと思いますが、これは話をさせていただかないとわからないから、今後のためにもちょっとお話をさせていただきたいと思いますが、祭り全体が古賀議員一族の祭りじゃないかと、こういうふうなことを私尋ねられたところがございます。この関係に対してはどのようにお考えですか。両課長さんですね、そういうふうで御出席いただいて見届けいただいておりますから、その辺をちょっと御感想として、独自の感想で結構でございます。

○副議長（荒巻隆伸君）

坂田企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

当日参加させていただいた限りにおいては、古賀議員さんお一人という印象は持ちませんでした。むしろ、たくさんのスタッフがいらっしゃいましたので、たくさんのスタッフじゃないとできないようなイベントじゃなかったのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（荒巻隆伸君）

松尾商工観光課長。

○商工観光課長（松尾 博君）

私のほうも、梅まつりのほうでは実行委員会を中心にされていたと思いますし、あとボランティアの方も参加されていたので、たくさんのスタッフのもと、されたんじゃないかなというふうな印象は持ったところです。

以上です。

○副議長（荒巻隆伸君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

確かに、これは全協の中でも坂田企画財政課長述べられたように、古賀議員に直接、あなたが1人でやっておるといような話ですよと尋ねたら、何が1人でできはせんですよ。

それは確かにあれだけのイベントですから1人では何もできませんよ。それは、熊本城は誰が建てたかと言えば、加藤清正と言おうけど、あれは大工さんが建てたと、それと変わらん話ですよ。

だけど、このイベントは、司会して頑張ってあった方も古賀議員の娘さんだったと思いますよね。それから、競輪の関係、あるいは白バイのドリル走行ですか、訓練等を含めたですね、この関係あたりも古賀議員のやはり一族と言ったらちょっとなんですけど、親戚の方がやっぱりメインに司会等々もやってあります。ですから、そうした実際的な企画は古賀議員じゃなくても、そうした身内の方がやられたんじゃないかなというようなことはもう一目瞭然を感じる事ができたんですけど、そうしたことを言うてあるわけですよね。そうしたことは感じられんやっただですかね。ちょっとあれだけでよかですよ、どう思っているか、素直にですね。いや、知らっしゃれんなら、やっぱり親戚の方とはわからんからですね。

そしたら、もうそれは結構ですが、1月25日ですかね、今言っていたのは、補助金230千円を出されておるですね。これは今後のいろんな例えば支出の部分にしても、何に使ったかんに使ったと、そういうふうなやつがやっぱり出てきて、それを精査されるわけでしょう。そうすると、これが実際的に230千円に満たらんやっただ。ちょっと質問の仕方が悪いかな。230千円では全然足らんやっただよ。例えば350千円要りましたという場合は、230千円プラス350千円になるあとの余の金を助成するのか。あるいは230千円相当数使っていないと、極端に200千円しか使っていなかったら、30千円は返していただきますと。その点はどうなりますか。

○副議長（荒巻隆伸君）

坂田企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

御指摘の230千円が梅まつりの補助金でございます、これは予算措置に基づく定額補助金でございます。それと、「九州らん★RUN★嵐」 in 山川のほうは5分の4で300千円が上限といたしております。ですから、交付基準に満たらないような支出で精算をなされた場合は補助金をお返しいただくということになります。また、余計に使われたとしても、今申し上げた金額が上限額でございます、それ以上の交付はございません。

以上でございます。

○副議長（荒巻隆伸君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

精算された部分はまだ出てきていないとでしょう、この答弁書からするとですね。はい。

それから、先ほどちょっとお話しいただきましたいわゆる旧国道になるのかな、443号線ですね。これはまた板橋県議が、随分このことは市に移管する以前に、お色直しして市に移管させていただくというようなことで頑張っていたいただいてもおるわけで、この国道、イベント当日は日曜日ということもあったんですが、これは交通規制されて全面通行どめだったんですね。区間はどれだけの区間だったかちょっとわかりませんが、この関係やったらどうして周知徹底されたんですか。残念ながら私が不勉強で、私もすぐその近くの住家に生活する一人なんです、わからんやっただけです。交通規制されたのはどのようなあれでやられたんですか。

○副議長（荒巻隆伸君）

坂田企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

御指摘の件につきましては、実行委員会のほうで柳川警察署に手続をされて許可がおりたものと認識いたしております。ですから、私どもとしてはよくわからないというのが実情でございます。よく承知いたしておりません。

以上でございます。

○副議長（荒巻隆伸君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

それから、このチラシ配布ですね、これは本市の市報等々、あるいは1日、15日の配布物の中の一環として全戸配布ということだったと思います。これは当然このことのみならず、やっぱり全部の区長さん等に随分お世話いただくわけですね、この配布ということは。実際的に、これはイベントをされる山川の地域の一部の区長さんの話ですね、全区長さんのみならず。大変腹かいてあったっすよね。何でこげなとば2回もおどんが配布せやんかんというようなことですか。だから、そういう苦言を呈される中でだんだん原点に戻る、これは一議員がやっとなとばやっとなと、何でこげなつを市がそういう中で助成までして、区長さん面々がそういう中で携わらにやいかんのか、何で手伝わやんかというような話で、

この関係あたりについてちょっと一言お尋ねします。

○副議長（荒巻隆伸君）

西山総務課長。

○総務課長（西山俊英君）

「九州らん★RUN★嵐」 in 山川のチラシにつきましては、2月1日と2月15日と2回区長さんのほうに配布をしていただいたところですが、市といたしましては、配布の基準が、みやま市が後援している事業につきましては区長さんのほうに配布をお願いしたいというのが一つ基準がございますので、その分をお願いしたところでした。

ところが、校区の区長会長会の中で同じような中身のチラシをなぜ2回配らせたのかということでの我々に対する御指摘を受けたところがございます。ですので、今後はちょっとお配りをお願いするに当たりまして、少し中身を精査する必要があるのかなということと考えております。

違いは、後から配っていただいたチラシにつきましては、古民家のひな祭りというのが新たにPRされているチラシにはなっております。ただ様式は、前回配っていただいたチラシと形式は同じようなチラシというふうな形でなっております。

以上です。

○副議長（荒巻隆伸君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

今、課長から御答弁いただいておりますが、これは1枚目は裏表、2枚目がこれですね。これが2月15日配布と今お尋ねしよるが、聞くところによると、これ2枚目に、ほとんどこれは内容は変わっていないとですよ。古賀議員の問い合わせ先が削除されておる。それから、これが古民家のひな祭りというようなことですが、聞くところによると、これは話ですからね、参考に聞いておってください。

古賀議員が恐らく、牛嶋からこのことで全員協議会でも追及があった。追及というか、お尋ねがあったと。だから、後々にそのことそのものをうまくかわすというのか、いやいや、そうじゃないですよというような弁解に近いような話もできる範囲をつくられたというようなことを聞いております。当然古民家でのひな祭り、このことが抜けておったから、あえて追記して出したんだというようなことらしいです。この古民家のひな祭りというようなこと

で、これはお飾りいただいたところも古賀議員の身内ですね、親戚なんです。だから、一体的に古賀議員が我田引水的なイベントをやったんじゃないかというようなことです。何も古賀議員に恨みがあってこういう質問をしようとじゃないけんが、誤解のないごとをお願いしておきますよ。そういうことなんですよね。

私がいろいろお尋ねするにしても、これは執行部にもう補助金の関係だけのみじゃないと、どういう経緯があったのかというようなことをお尋ねしても答弁に困られますよね。だから、これは後ほど古賀議員にお尋ねしたいと思います。古賀議員、包み隠さず何でも教えてくれんとでけんですよ。よかですか。

ただ一つ、もう一点だけちょっと聞かせてください。

このような事案がみやま市、いわゆる新市誕生以来、私も議員の一人としてお世話になっておるけど、このようなことを聞いたことないけれども、裏の袖んにきで同じようなごたる話があったということはないですか。それを1点お尋ねして、終わります。

○副議長（荒巻隆伸君）

高野市長職務代理者副市長。

○市長職務代理者副市長（高野道生君）

今回のようなケースは実は初めてでございまして、なぜこうなったのかというのは、これからちょっと内部でも検証していきたいと思っているところでございますし、また、こういうことがないように、やはり補助金等の交付規則をきちんと明確にしていきたいと考えているところでございます。

○副議長（荒巻隆伸君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

それでは、先ほど古賀議員に直接的にちょっとお話ししておりますが、最後になりましたけれども、御案内のとおり、山川地区における旧443号線の道路でございますが、新しく山川地区での443号線バイパスの道路が新設されまして、もう既に供用開始しておりますけれども、このことによって旧道、いわゆる既設の道路ですよね、ここが車両通行量も随分と少なくなっております。そのようなことは交通安全上、非常に安心・安全な日々の生活が送られるというようなことで大変喜ばしいことではございますけれども、一方では、商店街からのさらなる疲弊することで寂しいまちの一途をたどるというようなことで、その対策として、

本市のほうでも随分とこのことに対する取り組み、対策等々もお考えいただいているようでございます。

しかし、そのような中でのまちづくりを目指す一環として、何回も言うように、古賀議員は特にこうしたイベント等にかかわる思考力というかな、たけたものがございます。今回のような特に寂しいまちとは言いませんけれども、特に山川の今の現況の中では、すばらしいイベントを展開いただいたというようなことで喜んでおる一人でもございます。

また、当然古賀議員のみならず、古賀議員に御協力いただき、区長会等々も含めて、開催に御尽力いただいた皆さんには心からの感謝と、そしてまたお礼を申し上げるところでございます。

ただただ口惜しいのは、古賀議員本人がここにおってありますので、私が古賀議員をやり玉に上げてターゲットとしておるわけでも何でもないとですよ、古賀議員。山川には山川だけの話で大変僭越でございますけれども、中尾議員、私、3名の議員さんがいるわけですね。ですから、やはりそうした脳のない私でもありますけれども、力ぐらいは出してお手伝いすることはできると思うんですよ。だから、こうしたことに対しては、今後、いろいろな区域の区長さん等々もお手伝いしながら、今回のイベントに限らず、いろんな形での今の山川町を元気にする、そうした取り組み等々いろいろあるかと思います。ですから、やっぱりこの助成等々にはとにかく原点に戻った、基本に沿った不平、不満のない、そしてまた公平、公正な平等性のある助成をお願いするところでございますが、特に古賀議員には、先ほども言うように、大変非力ではございますけれども、中尾議員が力もあられますけど、いろいろ御相談でもいただきながらイベント企画でもやられれば、当然、荒巻議員もお手伝いはお金持ってしっかりやりますというような駄じゃれで話してありましたので、ジョーク抜きで、全議員さん一緒になって協力できるような体制は心して準備することができますので、そのような施策の中で企画を立てていただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（荒巻隆伸君）

ありがとうございました。お疲れさまでした。

それでは、ここで議長を交代させていただきます。

〔副議長、議長と交代〕

○議長（牛嶋利三君）

一般質問は私で終わったところでございますけれども、ここで、私ごとで大変僭越でございますけれども、議長としてではなく、一議員として動議を提出させていただきたいと思っております。したがって、議長職を副議長と交代をいたします。

〔議長、副議長と交代〕

○副議長（荒巻隆伸君）

議長席を交代させていただきました。

ここで、17番牛嶋利三議員より動議を提出したい旨の発言でございますので、発言をここで許します。17番牛嶋利三君どうぞ。

○17番（牛嶋利三君）

今回、「まちこ通信」におきまして、事実誤認に基づく記事の掲載によりまして、私ども議会と議員の名誉を著しく損なう議会軽視の理由によりまして、中尾眞智子議員に対する問責決議の動議を提出させていただきます。

以上です。

○副議長（荒巻隆伸君）

ただいま17番牛嶋利三君から中尾眞智子議員に対する問責決議の動議が提出をされました。ほかに賛成者はいらっしゃいますか。

〔賛成者挙手〕

○副議長（荒巻隆伸君）

この動議は2人以上の賛成者がありますので、成立をいたしました。

ここで、また議長の席を交代させていただきます。

〔副議長、議長と交代〕

○議長（牛嶋利三君）

ここで暫時休憩をいたします。休憩後の会議はブザーによってお知らせをいたします。なお、休憩中に議会運営委員会の開催をお願いしたいと思います。委員長よろしく申し上げます。

午後2時58分 休憩

午後3時18分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

ここでお諮りをいたします。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

異議なしと認めます。よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をいたしました。

なお、本件は地方自治法第117条の規定による除斥事件でございますので、13番中尾眞智子君の退場を求めます。

〔中尾眞智子議員退場〕

追加日程第1 問責決議の動議の件について

○議長（牛嶋利三君）

追加日程第1. 中尾眞智子君に対する問責決議の動議の件を議題といたします。

ここで、一旦議長を副議長と交代いたします。

〔議長、副議長と交代〕

○副議長（荒巻隆伸君）

議長を交代しました。

これから提出者の提案理由の説明を求めてまいります。17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

済みません。資料配付を事務局のほうからお願いいたします。

○副議長（荒巻隆伸君）

済みません。資料配付を行ってまいります。

〔資料配付〕

○副議長（荒巻隆伸君）

資料は届きましたか。よろしいですか。

それでは、提出者の提案理由の説明を求めてまいります。よろしく申し上げます。17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

それでは、提案理由の説明をいたします。

中尾眞智子議員に対する問責決議について、動議の提出理由を説明いたします。

中尾眞智子議員は、みやま市議会の議会報編集特別委員会の委員長という職責の身でありながら、中尾眞智子後援会、平成30年1月発行に伴う「まちこ通信」、タイトルといたしましては「まちこの議会あれこれ」でございます。をみやま市内における不特定多数に及ぶ住居に対し、配達地域指定ゆうメールを駆使してポスティングされたものであります。

その内容は、動議に賛成した8名の議員が会議を放棄し、議場を退席したためというものでございますが、要約いたしますと、平成29年12月議会における議長不信任案に対する動議でございます。定足数に満たらず、会議は中断をいたしましたとの記事でございます。このことは、議長不信任の動議が可決されたばかりなのに、壇議長が引き続き会議を続行しようとしたため、私ども8名の議員は議場を退場して円滑な議会運営を求めたものであり、まさにみやま市政治倫理条例第2条、議員は、市政に携わるに当たっては、その権能が市民から委ねられたものであり、市民のために行使すべき責務を負っているものであることを強く自覚し、その使命の達成のため努めるものであります。私ども8名の議員が会議を放棄し、議場を退席したなどの記事で「まちこ通信」を用い報道されたことは、私ども8名の議員に対する大きな人格権侵害であります。また、3、6、9、12月の各定例市議会終了後に発行いたします、みやま市議会報の信憑性を著しく逸脱するものであります。皆さん方にその写しを先ほど配付していただいたところでございますけれども、皆さん方に御一読いただければ、すぐにこの内容等々が御理解いただけるものだと確信をいたしておるところでございます。

重複いたしますようでございますけれども、このことは「まちこ通信」において事実誤認に基づく記事の掲載により、議会及び議員の名誉を著しく損なう議会軽視でもあり、市民を代表する議員を冒瀆するものでございます。

よって、中尾議員に対し議会への陳謝と猛省を促すとともに、自身が議会報編集特別委員会の委員長でもあることを十二分に自覚し、今後、後援会だよりの発行に際しましては、ほかの議員に迷惑をかけるような誤った内容の掲載を慎むよう強く問うものであります。

以上、問責決議案提出の説明とさせていただきます。皆さん方の御賛同をよろしく願います。

○副議長（荒巻隆伸君）

ただいま提出者の提案理由の説明が行われました。

これに対します提出者に対する質疑を行ってまいります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒巻隆伸君）

質疑ないようでございますので、牛嶋議員は自席のほうにお願いします。

質疑なしと認めます。これで質疑を終了し、ここで議長を交代させていただきます。

〔副議長、議長と交代〕

○議長（牛嶋利三君）

ただいま除斥事件として中尾眞智子君の議場よりの退場を求めていますけれども、ここで、除斥者の発言を許可するというようなことで全協で申し合わせておりましたので、中尾眞智子君から、地方自治法第117条ただし書の規定によりまして、会議に出席をしていただき、発言したいとの申し出のとおり、この会議に出席しての発言を許したいと思います。

お諮りをいたしますが、この申し出に同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、中尾眞智子君の申し出を同意することに決定いたしました。

中尾眞智子君の出席を許します。

〔中尾眞智子議員入場〕

○議長（牛嶋利三君）

ただいま中尾眞智子君が入場されております。

中尾眞智子君の発言を許します。13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）

それでは、私の主張を述べさせていただきます。

12月14日の定例会の最終日に議長不信任が出されました。それは可決されました。会議を続けようと言われました。それは私なりに解釈したのは、やはり執行部もおり、会議を速やかに済ませたいという、まだそのときは壇議長が議長でございましたので、議長の責任を全うされているものだと思っておりました。そのときに8人の議員が退席されました。議長は戻ってくださいということもありました。

私が思いますには、政治倫理条例の2条がございます、「市長等及び議員は、市政に携わるに当たっては、その権能が市民から委ねられたものであり、市民のために行使すべき責

務を負っているものであることを強く自覚し、その使命の達成に努めなければならない。」、この使命の達成、市民のために行使すべき責務を負っていることを、あのときの8人の議員は、私の目には放棄したように見えました。そこで私は、私の編集委員長でもあるにもかかわらずとおっしゃいますけれども、みやま市議会から出しております議会だよりは、皆さんの意見をもとに、私の私情が入っているわけでも何でもありません。途中で書き直しもありました。そういうこともいろいろ含めて、皆さんの御納得を受け、そして最終的に議長の決裁をいただき、ああ、よかったなと思って出しております。

しかし、私の胸の中にふつつつとしたものはやはり消えず、私の「まちこ通信」で書くことにいたしました。みやまの議会だよりは公的なものであります。私の「まちこ通信」は私的なものでありますので、私の考え方、私見によって書いております。何もみやま市議会だよりの直前に出したと言われますけれども、そういうことも考えてはおりません。ただただ「まちこ通信」は毎回定例会の後に出しておりますので、今回は少しおくれましたが、出したところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

ここで、引き続き除斥事件といたしまして、中尾眞智子君の退場を求めます。

〔中尾眞智子議員退場〕

○議長（牛嶋利三君）

ただいま議題となっております中尾眞智子議員に対する問責決議の動議の件につきましては、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、中尾眞智子議員に対する問責決議の動議の件につきましては、委員会付託を省略することと決定いたしました。

これより討論を行います。

中尾眞智子議員に対する問責決議の動議の件につきましては、ただいまのところ通告があっていませんけれども、討論ございませんか。5番古賀義教君。

○5番（古賀義教君）

今回の件につきましては、議会開会中ではなく、本人の政治活動の一環であり、本人がそう感じたことを書かれただけでありますので、私としては何ら問題はなかったと考えます。
以上です。

○議長（牛嶋利三君）

今のは、古賀議員はもう明らかに反対ですよ。動議提案に対する反対ですよ。
賛成の討論ございませんか。14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

賛成討論いたします。

議会報編集特別委員会は、昨年12月閉会后、第2回臨時議会も含めて製本化されるまで慎重審議を重ね、正副議長の決裁を経て、2月1日、市議会の広報の配布物と一緒に議会報2月1日発行として市内全戸に配布されたものでありますが、先ほど配付されました「まちこ通信」の内容は、事実誤認に基づく記事の掲載により、議会及び議員の名誉を著しく損ない、議会軽視とみやま市議会報の信憑性を著しく逸脱するものと思いますので、私は賛成いたします。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

ここで、私ごとで大変僭越でございますけれども、議長ではなく、一議員として討論をいたしますので、議長席を副議長と交代いたします。

〔議長、副議長と交代〕

○副議長（荒巻隆伸君）

議長席を交代いたしました。

引き続き討論を行ってまいります。

討論を始められる前に、牛嶋議員におかれまして、会議規則第54条の規定により、討論を行った場合ですけれども、この場合は、議題の表決が終わるまでは議長席に復することができませんので、申し添えておきます。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

じゃ、討論をお願いします。17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

私は賛成討論というようなことで、私が提出者でもございますので当然でございますけれども、賛成討論をいたします。

議会報完成に至るまでの経緯といたしましては、記事の最終的な内容の変更、先ほど中尾議員からも最終的な細部にわたる確認終了後、議長決裁をいただいたというようなお話もあっております。内容の変更と確認は、1月19日の全員協議会終了後、正副議長室におきまして、荒巻議員も御同道でございましたけれども、中尾編集委員会委員長、なお、吉原委員会副委員長、それから、ほかにも数名の編集委員会の委員の先生方も参加いただく中でございましたけれども、やはり訂正含めた御協議をいただいたところでございますけれども、平成30年、ことしの2月1日発行の本市の議会報でございますが、ゲラから内容も随分細部にわたった点検いただいて、本当に立派なみやま市議会報になったという経緯でございます。

そのような中、中尾眞智子議員におかれましては、議会報の編集特別委員会の委員長であり、そしてまた、なおかつ随分長いこと議会報に携わる委員として、あるいは委員長として御活躍をいただいておりますが、そのような本当に技量を持った中尾議員が、自分の後援会である「まちこ通信」を介されて、みやま市町内におけるまさに不特定多数の住居に配るということでございまして、なお、その背景には意図的な行為が見え隠れするというようなことでございまして、特に山川に居住する一市民でもあります私といたしましても、私の生活圏のその周辺にはほとんどが配布されておりますけれども、なぜか私の居住する住まいには配布されておられません。当然、先ほど反対討論いただきました古賀議員のところにはその配布物が届いたという経緯があるそうでございますけれども、るる申し上げておりますけれども、まさに私としては決して看過することのできない事案である、そうした行為でもありますので、このことを当然賛成としての討論とかえさせていただきます。

以上でございます。

○副議長（荒巻隆伸君）

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより中尾眞智子議員に対する問責決議の動議の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（荒巻隆伸君）

起立多数でございます。よって、中尾眞智子議員に対する問責決議の動議は可決されました。

ここで、中尾眞智子君の入場を許可します。

〔中尾眞智子議員入場〕

○副議長（荒巻隆伸君）

ここで、議長を交代します。

〔副議長、議長と交代〕

○議長（牛嶋利三君）

それでは、ただいま13番中尾眞智子君が入場されておりますので、13番中尾眞智子議員に対する追加日程第1としての議題でございますが、問責決議の動議の結果をお知らせいたしたいと思っております。

結果といたしましては、起立採決の賛成起立多数というようなことで可決をいただいたところでございます。

何か発言があれば、その発言を許しますので、発言をしていただいて結構でございます。13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）

考え方にはいろいろありますので、私の考えに賛同いただけない議員さんが多かったんだなということを思っております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

なお、次の本会議は3月7日となっておりますので、皆さん方御承知おきをお願いいたします。

午後3時44分 散会